

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【16】）」
2. 日時：令和6年1月18日（木） 13時30分～16時55分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力技術部長 他11名（※うち3名）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

参照資料（令和5年12月1日提出資料1～4）：

- ・資料1 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請 コメントリスト（放射線被ばく関連）
- ・資料2 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請における条文整理表
- ・資料3 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容及び変更理由について
- ・資料4 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉設置許可基準規則への適合性について（高燃焼度燃料の使用）＜補足説明資料＞抜粋版

提出資料：

- ・資料5 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に係る事実確認リスト（放射線被ばく関連）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁スズキです。
0:00:04	本日は、九州電力玄海原子力発電所、高燃焼度燃料導入等の設置変更の、
0:00:12	ヒアリングを行います。本日は、
0:00:15	放射線被曝関連の内容について確認をしていきます。
0:00:22	資料の確認をしていきます。
0:00:31	事前に九州電力から12月1日付、
0:00:37	資料1。
0:00:40	コメントリスト。
0:00:43	括弧放射線被曝関連。
0:00:45	それから、資料2、条文整理表。
0:00:51	資料3。
0:00:52	変更内容及び変更理由について、
0:00:57	資料4、補足説明資料抜粋版が出ております。
0:01:03	それから、
0:01:05	事前に、
0:01:07	原子力規制庁審査チームから、
0:01:10	事実確認リストをお送りしています。
0:01:14	そちらを資料5にしたいと思います。
0:01:19	本日は、今の資料に基づいて、
0:01:24	確認をしていきますけれども、
0:01:27	事実確認ですと、
0:01:30	の、
0:01:36	83以降については、No.83以降については、
0:01:42	12月26日の審査会合資料に基づいた事実確認をし、する。
0:01:50	つもりで記載をしていますので、
0:01:52	そちらも参照しながら、確認をしていきたいと思います。また必要に応じて、
0:01:59	評価の申請書の記載等も見
0:02:02	ホデお願い
0:02:04	よろしければ事実確認リストの
0:02:07	から始めたいと思う。
0:02:10	はい、では、
0:02:12	事実確認ですと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:14	ナンバー81。
0:02:17	浦です。
0:02:18	No.81 と 82 は先ほどの資料 1 から 4 について、
0:02:23	確認した結果、追加で確認する内容になります。で、
0:02:36	それ以外で、
0:02:38	現時点においては、
0:02:42	ちょっと保留にしたいところがありまして、No.62、66、
0:02:47	69、
0:02:49	79、80。
0:02:52	この五つについては、現時点、
0:02:56	の情報だけではちょっと確認しきれないところがありますので、
0:03:00	他の分野の確認とあわせてですね今後また改めて
0:03:05	確認をしていきたいと思う。
0:03:07	で、
0:03:08	他のところが終了したというわけではなくって、他のところについても、
0:03:13	他の分野の確認内容に応じて追加で確認することがで、
0:03:21	例えば具体的に、
0:03:23	言いますと、
0:03:32	例示ですけど、ナンバー71。
0:03:36	こちらは、
0:03:39	来週月曜日に行う。
0:03:43	燃料の熱機械設計関連のところ、燃料の取扱施設設備
0:03:50	の方で、その辺が明確になってから、
0:03:54	また改めてお聞きするかも。
0:03:58	そういったところはほかにもありますので、
0:04:05	現時点において、
0:04:07	は、追加で聞くことはないけれどもまだ今後、
0:04:11	聞くことになるかもしれないという部分が
0:04:16	では、まずナンバー81。
0:04:19	からです。
0:04:20	九州電力タケツグすみません、
0:04:22	先ほどよ、現時点で保留と言われたNo.62、勝俣もう一度番号よろしいでしょうか。
0:04:30	原子炉規制庁鈴木です。現時点で保留なのはNoあごめんなさいNo.59。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:37	62
0:04:40	66
0:04:42	79、80 です。
0:04:48	ありがとうございます 52、6260。
0:04:52	6、7980、それ以外にもNo.78 のように今後カノウヒアリング等で確認した結果を踏まえてまた再度確認される項目もあるということで承知しました。
0:05:05	現職成長スズキ説では、No.81 から、
0:05:09	確認をしていきます。No.81 につきましては、
0:05:14	No.58 の、
0:05:16	続きですけれども、
0:05:21	新知見と言われてた内容のところで、
0:05:26	今回申請で重複等がないかどうか確認したところですが、
0:05:33	10、今日の資料に、
0:05:36	全員
0:05:38	で言いますと変更内容の欄のところですね、このところに、
0:05:46	これまで採用した知見というような言い方じゃなくて、
0:05:50	仙台。
0:05:52	原子力発電所の高燃焼度燃料、
0:05:55	採用したとかですね、玄海 3 号炉のMOX混在炉心、
0:06:01	で採用した後具体的に採用した。
0:06:05	ところの、
0:06:06	実績、
0:06:08	を入れていただきたいという、
0:06:11	よろしいでしょうか。
0:06:15	九州電力タケツグです。条文イマイワダの条文整理表の変更理由のところには各項目を挙げてますけど、ここに
0:06:25	後ろに括弧書きで、どこで、初めて導入しましたっていうところを追記するということでしょうか。
0:06:39	変色しちょスズキです。
0:06:44	ちょっとそこだとわかりにくいということであれば、資料 3 の、
0:06:58	8 ページから、
0:07:02	10、
0:07:03	ページですかね。
0:07:04	ここで書いていただいて、それで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:09	資料 2 の一番右側の欄の変更内容の、
0:07:14	ところで、そこがひもづいていれば、
0:07:18	それでもいい。
0:07:21	九州電力財津で承知しました。
0:07:24	資料 3 の方の変更内容の文章中に、
0:07:30	どちらかであることを明確にするか、もしくは、資料 2 の方で明確にするかというところで
0:07:38	それについてはこちらの方で検討して修正させていただきたいと思います。以上です。
0:07:46	検証規制庁スズキです。ではその選択をお願いします。
0:07:51	続いて 80 ナンバー 82。
0:07:54	につきましては、
0:07:58	ナンバー 69 の、
0:08:17	資料 1 の No.69、14 番の 12 ページ。
0:08:23	の回答欄の
0:08:34	ここで挙げている。
0:08:39	16 条、
0:08:42	2 項 2 号は、
0:08:45	と。
0:08:46	2 ですね。
0:08:48	ここで SFP の水位が、維持、
0:08:51	されていることが期待、十分期待できますという回答
0:08:55	てますので、
0:09:00	ここについてももとの
0:09:03	確認をしたかったのは、
0:09:06	フィット水でのヨウ素の除染係数を薬として、
0:09:15	どこの条文で、その 500 が、
0:09:18	期待できるようになるのかという趣旨での質問でしたので、これについては、
0:09:36	12 月 26 日の審査会合資料の、
0:09:42	1-4-1、補足説明資料全体の中ですね、これの中で、
0:10:13	通しページで 328 ページ。
0:10:26	ここで、燃料集合体の落下時の評価条件として、
0:10:31	ヨウ素の水中での除染係数 500、これの選定理由というのは指針通り、それはそうなんだと思いますけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:39	ここの選定理由の欄に、今言った、
0:10:43	資料 1 の方で回答いただいている。
0:10:47	その水が期待できる。
0:10:50	というところで、
0:10:51	16 条 2 項 2 号はあとに、これの適合によって、
0:10:58	水位を維持することでこの助成のケースを十分期待できると、そういう趣旨の内容を、
0:11:04	追記いただきたいというふうに
0:11:06	いかがでしょう。
0:11:12	九州電力の福沢です。
0:11:14	はい。
0:11:15	承知いたしました。
0:11:21	はい。補足説明資料の中の選定理由のところ、指針通りというところについて、はい、そちらの旨記載させていただこうと思っております。以上です。
0:11:35	はい。規制庁鈴木です。
0:11:38	では、
0:11:41	ナンバー83 からは、技術的な内容の、
0:11:47	確認として、12 月 26 日、審査会合資料、それから、
0:11:54	申請書、
0:11:56	の記載との内容として、確認をしていきます。
0:12:02	今日、対象とするところは、
0:12:06	設置許可基準規則の 13 条 2 号の 2 と木の部分です。
0:12:13	これもちょっと限定的ですけども、本日確認。
0:12:19	記載内容として挙げてるところは解析条件。
0:12:22	アカシ結果。
0:12:24	若干触れるところがありますけど基本的には解析条件。
0:12:28	で、他の情報については今後おって、
0:12:32	確認をしていきたいというふうに思います。
0:12:35	ので、本日は、13 条 2 号として、
0:12:39	の範囲で確認をしていきます。
0:12:42	ではまず八十七、八 13 ですけども、
0:13:05	申請書の本文 15、
0:13:10	ろ。
0:13:13	設計基準事項ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:30	申請書で 37 ページ以降ですけれども、
0:13:37	既設の箇所は、
0:13:46	50 ページ。
0:13:48	です。
0:13:53	50 ページの、
0:13:57	両括弧ローマ数字後、
0:13:59	原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常の変化、
0:14:05	ポツの減少冷却材喪失、これは格納容器の、
0:14:10	圧力温度変化の解析条件。
0:14:16	その中の両括弧D。
0:14:18	いいです。
0:14:21	両括弧Dの、
0:14:23	単一故障の想定の部分。
0:14:26	今回
0:14:28	申請当時からですね、変更がありますということで、
0:14:34	何とか説明を受けてるんですけど、
0:14:38	いまいち、何を採用しているのかが、
0:14:42	この文章からわからなくてですね、まず、
0:14:46	この両括弧Dの 1 文目、単一故障として、格納容器スプレイ設備 1 系列の
0:14:54	不動産オカ仮定するという。
0:14:57	ここは動的機器の単一故障の仮定なので、短期長期関係なく、
0:15:03	想定するか。
0:15:05	なしをしているところだと。
0:15:07	で、外部電源の話飛ばしまして、その次のまた書きのところですね。ええ。
0:15:13	動的機器の単一故障ケースのほかって言うてるのが、これは上の 1 番目の話を言うてるかと思います。
0:15:21	事故後長期間にわたる不正的の単一故障の仮定として単一設計とするスタッフでスプレイリングに接続する。
0:15:30	配管 1 ヶ所について、再循環切替後の瞬時の両端破断ケースも考慮するというふうに言っていて、ここが、
0:15:38	長期の静的機器への単一故障の仮定の
0:15:41	説明をしているところだと思いますけれども、
0:15:45	もともと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:48	旧原子力安全委員会。
0:15:50	の指針類の安全評価指針、ごめんなさい安全設計審査指針ですかね。
0:15:57	のところで、単一故障への仮定というのは
0:16:02	短期長期、
0:16:04	どちらかいずれかにおいてみたいな、想定をするというふうに言ってま すけど、
0:16:10	今の箇所のまた書きの部分ですね、ここを何か通して呼んでいると。
0:16:17	まず、短期、長期関係なく、動的
0:16:21	故障を仮定して、それに加えて長期の
0:16:25	静的機器の単一故障の仮定を重ねるように、
0:16:29	読めるんですけど、
0:16:31	ここは数、そういうことなのか、それとも、
0:16:36	今回は、長期の静的機器の単一故障の仮定を、
0:16:42	しましたということをおうとしているのか、ちょっとその辺がよくわから ないで、もう一度説明をお願いします。
0:16:51	九州電力の織田です。
0:16:54	すいません。原子炉格納容器内圧、雰囲気等の異常な変化の現象例 経済総数の単一故障の想定ですが、まず清川ノダム、想定から、
0:17:08	単一故障の想定を変えたわけではありません記載としてほとんど一緒 で段落としては記載の適正化があるので申請書として、
0:17:17	記載しているだけでして、また書き以降の動的機器の単一故障のケー スのほか、と書いてる。
0:17:25	ものにつきましては、上の段落、
0:17:28	一番最初の段落ですねスプレーの1系統の不動作を仮定しているもの があって、そのケースのほかに静的
0:17:36	故障しているところを、書いておく。
0:17:38	そして、
0:17:39	動的機器のケースと静的機器の単一故障のケースそれぞれで、
0:17:45	評価をしているところを書いておりましたので動的機器のケース ハード的の単一故障だけ、静的機器の単一故障が静的機器の単一故 障だけを想定した。
0:17:54	ものになっておまして、一応そのような趣旨で、このまた書きを書いて いる。
0:18:00	つもりでございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:04	減少規制庁スズキですそうするとやろうとしていることは、旧原子力艦安全委員会の指針類と同じで、
0:18:15	現状でいうと、セガワ基準規則の 12 条の解釈の方で、大変、
0:18:21	想定について、
0:18:23	解釈がありますけど、
0:18:24	そこも、
0:18:25	旧指針類と同じ
0:18:27	で、
0:18:28	やろうとしてることは同じで結果的に、
0:18:31	変更してないと言われているのは、変更前はまず何だ、何を想定していたのか。
0:18:39	ていうのをちょっと、
0:18:40	もう一度説明を
0:18:44	九州電力の織田です。変更前は、こちら今記載している通りでして、動的の単一故障については、原子炉格納容器スプレイ設備の 1 系列の不動作、静的の単一故障につきましては、スプレイリング接続する配管 1 ヶ所、
0:18:59	破断のケース、
0:19:03	はい、以上。
0:19:05	規制庁都築です。
0:19:07	ちょっと聞き方が悪かったのかも申しないけどそうすると、どっちもやってますっていうことであれば、
0:19:15	会社結果は二つあるって。
0:19:18	申請されている或いは許可の内容として、
0:19:23	九州電力の織田です。結果はそれぞれございまして、その結果については、添付書類側の方に、
0:19:30	記載をしております。
0:19:49	九州電力の織田です。申請書で言いますと添付書類 10 の(4)の 3 の、
0:19:55	57
0:19:57	ページ。
0:19:59	3 ポツ 5 ポツ 1 ポツ 3 の結論のところ、
0:20:03	静的機器の単一故障の結果も、
0:20:07	記載しております。
0:20:12	金城規制庁スズキです。二つやってることがやっとならなくて、ここは、
0:20:18	結局、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:22	既許可、
0:20:23	も同じように二つやっていて今回も二つやっていて、その扱いは、
0:20:31	変わってないので、
0:20:33	先ほどの、
0:20:34	本文 15 の解析条件と示してるところは、
0:20:37	何か適正化があるということだけ書いて、
0:20:41	だってそういうこと。
0:20:43	九州電力の織田です。はい、ご認識の通りです。
0:20:47	優勝規制庁スズキですそうすると次、
0:20:52	事実確認リストには書いてないんですけど、
0:20:54	違う疑問が出てきて、解析を二つやっている意義がちょっとよくわからないんですけど。
0:21:02	動的機器の
0:21:04	単一故障の想定と、静的機器の対応
0:21:07	で二つやってるのは、
0:21:09	何、何か近いわけですか。
0:21:11	結果を、
0:21:23	九州電力の織田です。安全評価指針で動的または静的故障を静的機器の単一故障について単一故障を考えるものになっておりますので、
0:21:36	静的機器の単一故障の結果、
0:21:40	が、評価によって確認を、
0:21:43	する必要がある事象については、このように二つ記載をしている。
0:21:49	うん。
0:21:50	以上。
0:22:40	規制庁鈴木です。
0:22:45	先ほど言ったその設置基準規則の 12 条の、
0:22:49	解釈 5 のところは、
0:22:52	何をやれっていうところを直接書いてる
0:22:57	13 条として単一故障の想定を、
0:23:01	見るためには、
0:23:06	旧原子力安全委員会指針類の中の、
0:24:29	私は、規制庁スギタ私が、
0:24:34	認識しているのは、
0:24:37	どちらかや、
0:24:39	できれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:40	いいだけだというふうに認識してるんですけど。
0:24:45	どこで両方やりなさい。
0:24:48	ということが書いてある。
0:24:52	九州電力の織田です。
0:24:53	安全評価指針の 5 ポツ 2 の括弧 2、
0:24:59	解析にあたってはというところで、こちらの静的機器動的または静的機器の単一故障を考えるものとするというところが、
0:25:06	(2)の真ん中の方に書いて
0:25:09	て、
0:25:10	最後の 4 行で静的機器については単一故障を仮定したときに、というところで
0:25:16	安全上支障なく、
0:25:19	保障が住居だったり修復だったり、発生確率が十分低いものがかかって、故障を仮定しなくてもよいというところがございまして、
0:25:27	この考えをもとに、
0:25:29	再稼働時の申請等でも今度、
0:25:31	12 条の
0:25:35	の御説明として、
0:25:38	どのような報告をしているということとご説明をさせていた
0:25:42	ている。
0:25:43	以上で
0:25:50	規制庁スズキです。はい。今言われてるのは、
0:25:54	解析にあたっては、どういうことについて配慮するかっていうところを、
0:26:00	説明してるとこだと思うんですけど。
0:26:03	両方示しなさい。
0:26:07	ということはどこにも書いてない。
0:26:10	けど、で、あとまた、
0:26:12	新規制において静的機器の単一故障の説明を、
0:26:16	したって言われたんですけどこの静的機器の扱いは別に新規制以前から、
0:26:21	整備機器については、
0:26:23	考えて、
0:26:24	解析条件を設定しなさい。
0:26:28	まず全社として二つやりなさいって。
0:26:31	どこでどう読むんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:35	私の認識、認識としては解析をやるにあたって単一故障をどういうふう に、
0:26:40	設定するかっていうことについて、
0:26:43	説明がされてるだけだというふうに
0:26:47	結果的に、本文 15 って、
0:26:51	最も厳しい。
0:26:53	代表事象としての解析を示してるだけだと。
0:26:57	いうので、
0:26:58	何らかの観点で、僕、
0:27:02	どっちか。
0:27:04	どっちつかずなので、両方やって、
0:27:07	使用目的に従っ応じて使い分けていますという、
0:27:12	ことであれば何か理解はでき
0:27:15	けど、
0:27:15	両方示しているので、
0:27:18	そういうことですよというふうに、
0:27:20	特段創設要求はされていないと思ってるんですけど。
0:27:26	まずそちら側の説明をお願い
0:27:29	九州電力の織田です。
0:27:32	本文 15 として代表的な代表事象で記載を書いておりますんで、解析結 果として両方書いて、
0:27:41	いるものではありません。
0:27:43	なんで添付書類 10 側で先ほど示させていただいた方で、
0:27:47	両方の結果を、
0:27:49	お示ししていると。
0:27:56	規制庁鈴木です。示してないんですけど、何の目的で二つ。
0:28:02	示してるんです。
0:28:06	単純に、
0:28:09	最大使用圧力以下であること。
0:28:13	最大使用温度以下である。
0:28:15	見るためだけであってかつ、それが一つの解析で済むんである。
0:28:21	一つの結果、
0:28:22	している。
0:28:23	し、一方でその会社結果を使って、
0:28:26	別の何か、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:27	解析条件にしていますその時においては、
0:28:32	動的機器を想定した方が厳しい結果になる。
0:28:35	解析もあるし、
0:28:37	セキを、
0:28:39	想定した方が厳しくなる結果もあるので、
0:28:42	使い分けのためにやっていますということ。
0:28:51	九州電力の織田です。両方記載している意図としては、
0:28:57	結局評価をしてみないと。
0:29:00	どちらが厳しいかというところは、
0:29:03	定量的には、
0:29:05	言えないのかなというところがございましてそれをお示しするために 両方書いているものと認識しており、
0:29:13	規制庁スズキイシタアノそれを言う、
0:29:16	解析条件設定するにあたって、
0:29:18	どれが厳しいかって、定性的に決められないものは全部、
0:29:23	解析してその解析結果を載せるっていう、
0:29:26	同義になってしまうと思うんですけどそんなことはしてないですよ。
0:29:30	やるのはいいんですよ。
0:29:32	やって厳しいほう載せましたっていうのは、
0:29:35	非常にシンプルな話で、
0:29:37	厳しい方だけ載ってますんで、その厳しい方の条件だけ説明されている とすると、
0:29:44	何でこうしこの条件にしたのっていう話先ほど選定理由みたいところで、
0:29:48	確認をしますけど、いや、確認した、実際に解析してみた結果厳しかった のでそっちを選定しましたっていうのもそれも立派な理由だと思うので、
0:29:58	それはだったらわかるんですけど、
0:30:02	どっちもやってみて9どっちが厳しいかどうかっていうのを見てもらうた めに二つの
0:30:07	何かここ以外ないような気がするんですけど。
0:30:11	他にあります。
0:30:40	きちっとするその他にあるかどうかっていうところも含めてちょっとそこは 確認をしていただきたいのと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:47	もう一つの鳥栖制定機器について新規制のときに説明しましたっていう、
0:30:52	話だったんですけどこれは、先ほど
0:30:54	言ったように
0:30:56	旧指針類でもともと求められているところなんで、
0:30:59	新規性以前から、
0:31:01	その説明もしくは確認をされていると認識してるんですけど、
0:31:07	ここはそういう、私の認識に間違いがないか。
0:31:13	説明してください。
0:31:15	九州電力の織田です。ご認識の通りだと思います
0:31:19	まして、
0:31:22	新規制基準で 12 条、
0:31:23	の中で、静的、条文として 12 条というところで
0:31:28	静的の単一故障。
0:31:31	確認スルーところがありましたので、改めて 12 条の補足。
0:31:37	中でご説明をさせていただいているという。
0:31:43	規制庁スズエそこは新規制の時の追加要求事項として説明をしたという
0:31:49	最初の規制の、
0:31:51	整理のところで追加要求がないものについては、特段申請の説明も、
0:31:55	しませんという整理だったと記憶してるんですけどちょっと私の
0:32:01	記憶違いなのかと。
0:32:18	九州電力原子力発電本部から発話よろしいでしょうか。
0:32:24	原子炉規制庁鈴木ですお願いします。
0:32:27	原子力発電本部ハラです。
0:32:29	衛藤。
0:32:30	J2、
0:32:31	この静的機器の単一故障に関する新規制基準のときの説明につきましては、もともと、従来、
0:32:39	ご認識の通り、安全、安全委員会の親類で要求があった、静的機器の単一故障について 12 条の設置許可基準規則が 12 条の中で説明が明確化された。
0:32:50	日付となっておりますのでそれにあたって、今
0:32:55	12 条として、機器の
0:32:57	大故障を考慮した評価についてお示しさせて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:01	先ほどお示しさせていただきました。
0:33:04	状況となっております。
0:33:06	以上です。
0:33:32	原子炉規制庁鈴木です。
0:33:36	12条でって言ってるのは10条2項のことかと思えますけど、12条2項って、
0:33:44	旧指針。
0:33:46	類の中の安全設計審査指針の旧の信頼性に関する、
0:33:51	設計上の考慮。
0:33:53	の部分が記載されていて、そこは、
0:33:58	変わらなくてかつその解説Ⅱが解釈のところに、
0:34:02	転記されているだけのような気が。
0:34:05	するんですけれどもそこそこは何か説明を求められたということなんで、
0:34:16	原子力発電本部からウエハラでして、
0:34:18	江藤説明。
0:34:21	もともとその12条、
0:34:24	設置許可基準規則の第12条の2項に記載されているのは、その通りなんですけれども、解釈の方解釈の、
0:34:32	ゴコウ等で、解釈の5項で、
0:34:36	長期と短期の切り換えの設定等が明確化されておりまして、それを踏まえて、再度、説明さして、
0:34:44	先生のとくに、
0:34:45	評価結果をし、お示しさせていただいている状況です。
0:35:00	規制庁鈴木です。
0:35:04	解釈の5のところは、ほぼほぼ、
0:35:12	旧指針類の安全設計審査指針9の、
0:35:16	解説のところの内容ですけど、少しだけニュアンスが変わっていて、
0:35:23	安全解析等の確認ができればとかそういう記載が、
0:35:30	少し追加されているのでその部分について説明されたら、ということですか。
0:35:38	はい、ご認識の通りです。
0:35:41	規制庁鈴木です理解しました。
0:35:46	まず、既許可の、
0:35:48	新規性含めた既許可の状況は理解しましたので、
0:35:54	まず、店舗書類中、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:57	について、どちらか一方でやんなきゃいけないかどうかはちょっとまだわからなからいですが、
0:36:05	そこは確認していただいて、再度説明をお願いしたいんですが。
0:36:10	本文 15 の方。
0:36:13	については、代表事象、
0:36:15	だけ記載する。
0:36:17	と私は理解していったんですけど。
0:36:20	だとすると、今の解析条件の書き方は、どっちつかずになっている。
0:36:27	結果的に厳しい方がもうすでにわかっているわけ。
0:36:30	ですから、厳しい本だけの条件を、つまり厳しい代表場として採用した。
0:36:36	条件だけの記載される。
0:36:38	たほうがわかりやすいし、
0:36:41	そもそも本文 10 号として代表事象の結果を書くっていう
0:36:46	そう。
0:37:00	九州電力の織田です。解析上、解析結果としては厳しいものを代表として記載をしているという、
0:37:08	清梨衣であるんですが解析条件につきましては各事象の条件を示しているところもありまして、各教科で何をやってる。
0:37:20	ところですね。
0:37:22	こう記載しているのではないかなと思います。ちょっと先ほどの、
0:37:29	それで聞きたい。
0:37:32	動的機器の単一故障両方の記載を結果している経緯も含めて合わせて、
0:37:42	はい規制庁数です。ちょっとそこを改めて説明をお願いします。では続いて、
0:37:50	事実確認リストの 84。
0:37:58	84 も訪問 15 の、同じページ、50 ページですね。
0:38:08	これらの両括弧のところの、
0:38:12	確認になります。
0:38:14	1 月注入系の注水について記載しているところですが、
0:38:23	今回、注入される。
0:38:26	水という、
0:38:28	表現をホウ酸水、
0:38:31	直しているんですが、このホウ酸水に変更したことによる解析への影響が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:38:38	ある。
0:38:39	のかどうかということ。
0:38:44	九州電力の織田です。
0:38:45	こちらの記載につきましても記載の適正化をしているだけでございまして、先行プラントで仙台 12 号等の先行プラント、
0:38:53	被災、
0:38:54	であったり申請書内での、
0:38:57	記載の統一ということで放散していて、
0:38:59	記載を変更しているだけでして、解析上特に、何かインプットを変えたというわけではございません。
0:39:04	以上になります。
0:39:07	規制庁杉江さんの適正化っていう使い方ですけど、
0:39:11	何をもって適正感なんでしょう。
0:39:15	この
0:39:18	ここで使っている会社コードはコウコウだと思いますけど、ここでホウ酸の効果を、
0:39:24	特段、
0:39:25	計算するモデルがあったりだとかするわけでは、
0:39:30	ない。
0:39:35	九州電力の大庭です。はい。その通りでして、特に奉賛を、
0:39:41	考慮した解析コードのインプットにはなってないです。
0:39:48	規制庁する
0:39:49	ここは、蓄圧注入系で注入される。
0:39:55	水の
0:39:58	サブクール度を期待する。
0:40:02	計算をしているだけで、
0:40:04	ということは別に放散しとか、
0:40:07	理由は何もなくて、
0:40:09	単なる
0:40:10	サブクール度の高い水を入れているという、
0:40:14	その事実だけなんじゃない。
0:40:18	九州電力の宇田です。事実としてはご認識の通りでして、ただ、
0:40:24	蓄圧タンクから、
0:40:25	水ってのは純水ではなくてホウ酸水が実際入りますのでそれを
0:40:31	記載しているという

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:32	その辺こんな
0:40:34	規制庁するそれは設備設計として本文 55。
0:40:38	で、
0:40:40	書いてあるので、わかっている、
0:40:43	かつ、
0:40:44	本文 5 号はそういうことをしっかり書かない方さんそのものを期待するわけですよ。
0:40:50	なので、それは理解できるんですけど、そういった設備設計の仕様の中から、
0:40:58	ある。
0:40:59	特徴を持った解析をする時において期待する。
0:41:04	仕様だとか、機能だとか、効果。
0:41:07	ていうのを、何を取り込んだかというのを解析条件で、
0:41:12	明確にするというのが解析条件の意味合いだと私は思っていますね。
0:41:18	解析として取り込まない内容を一生懸命書いていても、何を説明してるかよくわからなくなってしまって、
0:41:28	まず本文 10 号なり、添付書類 10 の解析条件のところで、
0:41:34	解析コードなり計算、
0:41:37	方法のところで、
0:41:39	取り込まない条件を、
0:41:42	記載してるところってあるんですかね。
0:41:49	この今のホウ酸という書き方のよ。
0:42:01	九州電力のオダですちょっと具体的に言うとコガのすぐ、お示しすることはできないんですけど、単純にここを放散性に期待しているというわけではなく、実情を書いているというだけで
0:42:14	確かに行動で入力したものを、
0:42:18	その条件、
0:42:19	そして、
0:42:21	ということだと確かに水での冷却サブクルーイデの冷却、
0:42:26	そういうところにはなるかと
0:42:29	おそらく全体的にそのようなところは、
0:42:31	確認しないとちょっとわからないんですがあるかなと思ってる
0:42:40	期間は苅谷椎名同じページのですね、その二つ上の両括弧Cですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:46	蓄圧注入系の蓄圧タンクの保有水量、
0:42:52	それから保持圧力で書いてあって、ホウ酸濃度なんて書いて、
0:42:58	その下の高圧注入系からの注入っていうところは特段ホウ酸水を入れるとかっていう、回転
0:43:07	単純に期待する。
0:43:09	或いは解析で入力とする条件。
0:43:12	それに相当する仕様だとかそういったものをピックアップしてきて、
0:43:17	これを、
0:43:18	期待できるものとして、
0:43:21	解析を行います。
0:43:22	というふうに書くのが解析上、
0:43:25	いうふうに思うので、
0:43:27	適正化という言葉が
0:43:30	私には、
0:43:31	何を適正、
0:43:33	檀尾としてるのが、
0:43:34	ちょっとよく理解できない
0:43:41	九州電力の織田です。適正化という、
0:43:44	他の先行プラントの期さで
0:43:48	ですね。
0:43:49	お礼に合わせたというところで
0:43:53	その適正化ということでちょっと
0:43:55	言わせていただいた。
0:43:58	規制庁スズキです
0:44:01	単に先行でそう書いたので、それに合わせましたっていうのが適正かでも、
0:44:06	あるかどうかわからないので、
0:44:08	そこはしっかり表現は、
0:44:11	明確に正確にされた方がいい、いいと思います。かつ、
0:44:15	この解析のところは、
0:44:17	極めて
0:44:20	その解析コードに依存してるところが大きいと私は思う。
0:44:25	解析コードでモデル化されてないところは書いてない。
0:44:28	ですよ。
0:44:30	だけど、実際野瀬設備の設計としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:34	備わってるものもあったりするわけですね。
0:44:38	そうするとそこって何で書かないのかっていう
0:44:41	と、解析条件って何を書く。
0:44:44	よくわかんなくなってきたやうですね。
0:44:47	なんで、あくまでも、
0:44:49	解析コードに大きく依存して、
0:44:51	いるものに対する、何を取り込んだかっていうところ。
0:44:56	もしくは、
0:44:57	設備はないところであれば、どのような現象を取り込むかっていう、
0:45:03	どういう条件で取り込むかっていうようなところを、
0:45:06	明確に書く方が私は適正だという
0:45:10	思うのでちょっとここは、
0:45:14	センコーとの並びがあっついやすいかもしれないですけども、
0:45:18	ちょっともう一度考えていただきたいな。
0:45:28	九州電力の杉田でございます。確かに、先ほど小田が言いました通り 先行プラントの記載で、今回、
0:45:38	みずからホウ酸水にちょっと記載の適正化という表現でしてるんですけども、結局、
0:45:44	状況踏まえますと、
0:45:46	玄海4号のヨンパチの時代のときの記載のままから今回、
0:45:53	井清で記載を見直す中で、
0:45:56	結局、
0:45:57	年間5の表現はまあちょっと比較的古いと。
0:46:01	そのあと5号の審査でやっている他プラントさんとかの状況、
0:46:07	を踏まえてこちらの
0:46:10	元規制庁さんとかとの結局、記載ぶりとかを多分言われたりするた部分 も多分あるかもしれないんですけどもちょっと今回解析条件として、
0:46:21	書くのが適切っていう、
0:46:25	ふうな場合とあと実態を踏まえて
0:46:29	記載をしているのかという観点もつつあると思いますので、ちょっとそこ はまたちょっと検討させていただければと思いますのでよろしく願います。
0:46:36	以上です。はい、規制庁鈴木です。
0:46:40	規制庁審査官として、
0:46:42	ここの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:44	意見を押し通すつもりはないので、
0:46:49	新規制の時にすでに処分した内容として、
0:46:53	記載はこうあるべきというところが決まったものが例えば規制庁側から示されているのであれば、それが明文化されてなかったものだとしても、
0:47:04	それに、を変えるつもりはないので、
0:47:07	もしそういう事実があるのであれば、
0:47:09	その経緯を言っていただければ、
0:47:13	ちょっとその辺含めて、
0:47:14	改めてもう一度確認と説明をお願いしたいと。
0:47:24	九州電力の杉田でございます。おそらくその明文化されたような話は多分ないと思うんですけども、昔のアノ、
0:47:30	安全審査の時に、いろいろ、
0:47:33	当時保安院さんだったり、そういう時の申請書の記載の多分調整とかで、そうなってるかもしれないので、ちょっと1回確認させてもらってまた、
0:47:45	記載を検討したいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。
0:47:50	研修規制庁スズキですお願いします。では続いて、
0:47:54	No.85 に行きます。
0:48:00	こちらも本文 15 の、次のページ、51 ページ。
0:48:05	の、
0:48:06	記載についての確認。
0:48:07	です。
0:48:09	崩壊熱ですけども、
0:48:13	まず事実をちょっと確認したいんですけども、
0:48:20	既許可の、崩壊熱の計算方法っていうのは、安心案数 5.1 の 1979 年に基づいて、
0:48:31	マッピ一者の作成した崩壊熱曲線を使用していた。
0:48:37	ということで、
0:48:39	間違いない。
0:48:43	九州電力の織田です。キキョカ一原子炉格納容器の圧力温度の評価においては、9 案数ですね、そちらを使用している。
0:48:55	あります。
0:49:05	原子炉規制庁鈴木です。
0:49:09	旧原子力安全委員会の指針類の中の専門部会報告書で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:16	軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価に用いる崩壊熱データについてという、専門部会報告書がありますけれども、
0:49:26	この中で、1ポツで言っている両括弧1のファンスタンス5.1の与えるあたりに1.2を乗じたもの、これを使っていただければ、
0:49:39	九州電力の伊達はいすいませんその通りです。はい。
0:49:46	はい。すいませんCVの健全性評価についてはそちらを用いております、その他については、
0:49:53	括弧2何社スタンス5.11979に基づいて9社が作成した崩壊熱曲線、こちらを使用しております。
0:50:02	原子炉規制庁鈴木です。そこは私の認識が違ったので、
0:50:07	改めて事実確認としてお聞きしますけれども、
0:50:14	その
0:50:15	半数5.1の与えるあたりに行つてに依じたもの。
0:50:20	の崩壊熱。
0:50:21	の計算法から今回、
0:50:24	ASJの推奨値に変更したことはお聞きしてますけれども、
0:50:31	それ変更する理由というのを今まで聞いてなく、
0:50:34	なぜこれ変更するの。
0:50:37	なぜこれを聞いているかっていうと、先ほどの、
0:50:41	専門部会報告書、
0:50:44	を見れば一発でわかるんですけど、
0:50:47	ASJの推奨値、
0:50:51	ていうのが、
0:50:54	言い方は何でなんですけど最も
0:50:59	合理的な、
0:51:01	余裕を、
0:51:03	含んだ形に、
0:51:06	要するに現実に地下近づけている。
0:51:10	なので、古井。
0:51:12	崩壊熱も出るほど厳しい。
0:51:15	崩壊熱になっているわけですね。
0:51:19	それを、あれ。
0:51:20	改めて、今回、
0:51:23	より現実的に近い。
0:51:26	もの、現実的じゃなくってこれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:29	バラ月井。
0:51:32	不確かさというか、その辺の
0:51:35	確率分布の上限をどこまで求めるかっていうところも含めて、かつ、
0:51:42	長期の部分は、
0:51:45	保守性を持たせるように
0:51:52	完全に現実的なものではないですけども、認められた中では、
0:51:58	現実よりのもの。
0:52:00	になっている。
0:52:01	それをする理由がちょっとよくわからん
0:52:04	変更する理由がよくわかんない。
0:52:06	説明して欲しい。
0:52:11	九州電力の織田です。
0:52:14	崩壊熱としては、先ほど
0:52:17	伴氏、
0:52:18	明日 5.1 って話なんす、5.1、妥当。
0:52:24	ええ。
0:52:25	ドイスズエASJ崩壊熱、ありますけどそれもすべて妥当性としては認められてるものだと思ひまして、今回、テンジウ関係の評価を、
0:52:37	すべてやりな
0:52:39	設計基準事故関係やり直しておりますので、それに合わせて、
0:52:44	妥当性が認められている。
0:52:46	新しいものを採用したというのが理由になるかと
0:52:50	以上です。
0:52:54	規制庁鈴木です。
0:52:58	今の申請書に戻ってですね、50 ページ 51 ページが、
0:53:04	この解析条件として変えた。
0:53:07	或いは、
0:53:08	記載を適正化した部分。
0:53:11	で、具体的に今、
0:53:14	本当に条件変えたっていうのは、
0:53:17	ここで言うと崩壊熱しかない。
0:53:19	わけですね。
0:53:20	他に使えなかったら、
0:53:22	解析やり直す必要ない。
0:53:24	そうですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:27	何かに合わせて、解析条件を、
0:53:30	変えます。或いは、
0:53:33	タイミング的に何か変えるときがあれば、そういった、
0:53:39	すでに採用した実績のあるものを、
0:53:42	採用していきます。
0:53:43	ていうのは、これまでの審査会合の中でも説明されたんですけど、
0:53:48	ここの解析だけ切り取って言うっていうと、
0:53:52	崩壊熱を変えたから解析を変更します。
0:53:56	申請します。
0:53:57	LERFに見えてですね。
0:54:01	なぜ、わざわざそれをスするのかわ、
0:54:06	崩壊熱データを、
0:54:08	口炉心の石津セイノ評価だとか、
0:54:12	他んとも合わせて、
0:54:14	DBAとしては合わせたいという思いが、
0:54:18	あるのは、
0:54:19	気持ちはわかるんです。
0:54:21	ただ合わせたいから、設置変更しますって、何かよくわからないですよ ね。
0:54:27	あえてここ変えなくても、
0:54:30	別に何も困ることはない。
0:54:33	と思うんですけど、
0:54:35	かつ、もともとの
0:54:37	融度余計に裕度を持っているもの。
0:54:41	を削らないと何か困るようなことも
0:54:44	ない。
0:54:45	だし、
0:54:47	あえて削る必要性も何かあるようには思えないんですけど。
0:54:52	ちょっとコウは
0:54:55	それぞれで見見るわけじゃなくて全体で、
0:54:58	横並びで変えてしまう。
0:55:00	それだけの理由。
0:55:04	九州電力の織田です崩壊熱通に着目しますと
0:55:11	今回 4 万 8000 円から 5 万 5000 円に変わっておりますのでそれを考慮 する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:55:17	まず崩壊熱自体は、当然、
0:55:20	変わりますので、再度、
0:55:23	5 考慮した崩壊熱で評価をする必要が、
0:55:27	ございますので再評価としては必要になってきますその際に、
0:55:33	お金としては、新しいものを採用した。
0:55:37	ものになります。
0:55:41	規制庁都築です。その、
0:55:43	燃焼度についてはもう一つ、続いて質問を、
0:55:47	するつもりだったんですけども、
0:55:51	筆筒 5.1、
0:55:52	これ多分 71171 年から 73 年の頃のやつだと思いますけど、
0:55:58	この時って実は計算方法として定められてるわけじゃなくて、
0:56:03	崩壊熱データとしてしか示されていなくて、
0:56:07	それは、1 回も減少者のものが、
0:56:11	もしくは瞬時照射のものしか示されてなかったはず。
0:56:16	私はそう記憶してます。
0:56:18	で、そこから考えると、
0:56:22	1 回も減少者、
0:56:24	だったものを今回、
0:56:27	有限商社。
0:56:28	かつ、ここは多分、
0:56:30	炉心平均用の補評価、炉心平均評価用の崩壊熱を使ってる。
0:56:38	それからすると、バッチまで考慮して、
0:56:41	いると。
0:56:43	別に、
0:56:45	無限照射のままだったら、
0:56:47	変えなくたっていいじゃない
0:56:50	別にASJの推奨値だって、無限照射に相当する。
0:56:54	1 回の照射時間をべらぼうにでかくすればですね、サチるので、
0:57:01	それだったら別に変えなくていい。
0:57:04	話になるけど、
0:57:06	照射条件を変えた。
0:57:08	ていうのは、
0:57:10	あえて書いたわけですね。
0:57:16	具体的に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:19	既許可の申請書に照射時間書いてあるのっていうのは、
0:57:23	カトウの、
0:57:25	集給水流量喪失等、事故の
0:57:29	主給水管破断、
0:57:31	のところしか書いてないんですけど、
0:57:33	そこは無限商社でやってるって書いて
0:57:37	所管の
0:57:39	おそらく、
0:57:40	イシイセイノ評価も無限勝者でやってたんだろし、
0:57:44	ここも無限し、
0:57:46	無限商社仕方もないと思うのでこの
0:57:48	この入力のところについ
0:57:50	昔の案スポー一定位置については、
0:57:53	何でも減少しただと思うんですけどそれを有限消費者かつバッチまでコ ウ考慮するようにしたのは、5号燃料の時に変えただけだと思うので、
0:58:02	無限商社か有限照射かの違いで採用します。ツジを採用しましたって のは、別の問題だと思うんですね。
0:58:11	そこはちょっと切り分けて、
0:58:13	考えられた方。
0:58:16	で、
0:58:17	まず、
0:58:19	有限商社無限商社
0:58:21	関係なしに、
0:58:22	まずASJに変え、変える理由をまず明確にしたいのと、それから、
0:58:28	続い。
0:58:29	ではなぜこれを有限商社に、
0:58:32	するのか。
0:58:35	そこもちょっと聞きたいと。
0:58:39	九州電力の大庭です。崩壊率についてはおっしゃる通りかと思いき ますがステップツー燃料使用で、
0:58:47	炉心に係る条件も一部変更になってるところがございますし、ちょっと詳 細はまた確認させてご回答させていただこうかと思いきすけど出力分布 であったり減速材密度。
0:58:58	ケース。
0:58:59	そこら辺の条件も、セツツ燃料で変更になりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:03	麻生黎明評価が、再評価が必要になるという、
0:59:06	のところもございます。それに合わせて今回、崩壊熱としては見直しをかけたというところになりまして、
0:59:13	アトム現象シャーから有限商社に変えた。
0:59:16	というところは、
0:59:20	今回再評価やり直すので書いているというところであるんですが減少シャー
0:59:25	長半減期核種の飽和状態となるように、
0:59:29	想定しておりまして、過度に保守、保守の保守的だったところを、
0:59:36	今回、
0:59:38	妥当性が認められているものということで、有限商社。
0:59:42	の、の方法に見直してると思うんなり、
0:59:45	以上になり、
0:59:49	優勝規制庁スズキです。
0:59:51	だから、
0:59:52	計算方法を変えたのは、
0:59:55	5号燃料として、
0:59:57	5燃料の、
0:59:59	姿をすべてにおいて、
1:00:01	の整合をもって統一的に
1:00:04	見せるためとしてやりました。
1:00:07	それぞれの解析で、
1:00:10	変える必要がないかどうかというところを見てやってるわけじゃない。
1:00:15	そういうことですね。
1:00:17	九州電力の織田です。はい。ご認識の通りです。
1:00:22	規制庁スズキですそれから照射時間、照射方法については、
1:00:27	そこはもともと過度な、
1:00:30	保守性があったから、
1:00:33	合理的な保守性の程度までに、
1:00:38	削ってみました。
1:00:40	それはわかるんですけど、
1:00:42	削らなきゃいけない理由は特段なくて、
1:00:48	削ってみましたっていう。
1:00:51	だけですか。
1:00:53	で、そこで一つ疑問が出てくるんですけど、今回使っている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:58	炉心平均用の崩壊熱って、
1:01:17	ちょっと事実確認リストに参照資料は載せてないですけども、
1:01:23	補足説明資料の方で、
1:01:25	参照資料。
1:01:27	を載せられていて、
1:01:30	MHI-NES-1010 の改訂 4 だったかな、ちょっと記憶があってるかどうか分からない。
1:01:40	そこで、
1:01:44	炉心平均評価用として、
1:01:47	定めている。
1:01:50	コウループの
1:01:51	ものかな、これを持ってきてる。
1:01:54	思うんですけど、
1:01:56	その
1:01:57	参照文献の中では、
1:01:59	50、
1:02:00	5 ギガワットデイパートンの、
1:02:04	相当の種燃焼度を、3 バッチで、
1:02:09	評価するって書いてあって、
1:02:12	ところが、
1:02:15	先ほどの申請書もですね、51 ページの
1:02:21	51 ページじゃないな。
1:02:37	48 ページ。
1:02:43	環境への放射性物質の異常のホースのSGTRのところの、
1:02:48	ソースタームの評価のところで、
1:02:54	4 バッチでソースタームは評価する
1:02:59	そうすると、
1:03:00	何か先ほど言ってたように、
1:03:02	5 号燃料としての、
1:03:05	パッケージとしてあるべき姿にしましたっていうふうにはなくなって、
1:03:11	ここの崩壊熱だけ何か仮想的な 3 バッチのものが、
1:03:15	使われている。
1:03:16	思うんですけど、
1:03:18	そうすとちょっと何かここだけ整合してない気が。
1:03:22	するんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:23	そこはどう考えて、
1:03:27	九州電力の織田です。
1:03:31	日崩壊熱と比婆蓄積両側で、それ、
1:03:37	その場、どういう形にしたら干していくかというところを考慮してそれぞれ設定されているものですし、実際は、3.2 バッチぐらいの
1:03:47	運用になるかと思いますが、
1:03:49	それに対して、
1:03:52	崩壊熱につきましては、炉心全体からの熱を考慮する炉心平均崩壊熱。
1:03:59	に
1:04:02	炉心平均崩壊熱影響する炉心平均燃焼度を高めることを目的として最高燃焼度。
1:04:07	がアノ 5 万 5000 円オクアノ均等 3 バッチの崩壊熱。
1:04:11	を平均して設定しているもの。
1:04:14	で、
1:04:15	実際の 3.2 バッチで想定される崩壊熱よりも高く、
1:04:20	高い想定。
1:04:22	崩壊熱が高くなる。
1:04:24	想定をしております。で、被ばく評価に用いる炉心内蓄積量がにつきましては照射時間、
1:04:32	側、蓄積量が多くなります。照射時間で 1 サイクル当たり 1 万時間というところで、
1:04:42	設定をしておりますし、その 1 万時間 2 万時間の時間、4 万時間 4 バッチ、4 万時間まで見ることで、より保守的に、
1:04:50	なるように設定をしているものになり、
1:04:53	以上です。
1:04:56	規制庁。
1:05:00	保守的が悪いとは言いませんし、
1:05:03	その保守性のとり方が、
1:05:05	それぞれ計算方法によって違うっていうところはわかりますけど、
1:05:10	であれば別に保守的でもいいんだったら、
1:05:13	運営商社でいいだろうし、と思う。
1:05:17	なんかそう、その辺がそれぞれ、
1:05:20	今度この説明、詳細の説明になると。
1:05:23	ここの解析に照らして適切なになっちゃうんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:27	トータルで統一的に使うって最初言ったのに、
1:05:31	なぜかこの説明細かく話が入り組んでくると。
1:05:35	ここに個別に、
1:05:37	保守性があるからいいじゃないですかって話になってきて、
1:05:40	何か一貫性がないし、
1:05:42	何か変える理由にもなってなくてですね。
1:05:46	ちょっとそこがよくわからない
1:05:54	九州電力の尾田です。フクマサカイセキをやり直すところで妥当性が認められているもの範囲で、現実的な
1:06:05	ところに見直してて、崩壊熱を蓄積量の評価については従来からの保守的な設定の考え方に、
1:06:14	合わせて設定をしてルーもノー。
1:06:18	になりますので、
1:06:20	藤間野。
1:06:22	保守的な範囲で、
1:06:28	妥当性が認められている範囲。
1:06:30	保守的な設定をしているという、
1:06:34	ところは変わりがないのかなっていう。
1:06:37	考えており
1:06:38	以上。
1:06:40	規制庁鈴木です。多分そのぐらいしか答えがないし、逆に言うと、
1:06:46	不用意な保守、保守性があるところは合理的に、全体的に見直しました。
1:06:53	それだけに尽きるのかなと。
1:06:56	で、
1:06:57	それをする理由は特段なくて、
1:07:00	しましたというだけで、
1:07:02	しなきゃいけない理由はないわけ。
1:07:05	或いは、せざるをえない理由もない。
1:07:08	そ、そういうこと。
1:07:10	いや別にそれが悪いと言ってないですよ。
1:07:12	妥当なものとしてみとら認められてるものを使うことについて、
1:07:18	異論は何もないし、
1:07:20	そこに、
1:07:22	非安全的な要因もどこにもないの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:25	うちいいですけど、結局
1:07:28	どうしてそれを換えようとしてるかっていう。
1:07:31	ところの説明が、
1:07:36	何かを機会に、
1:07:39	変えましたっていう、それだけ。
1:07:42	で、何かを聞かいいって言ったときに、
1:07:45	ここの解析で機会がなかったとしても他のところの会社
1:07:51	ついでに変えました。
1:07:54	それだけだ。
1:07:57	しか思えないし、
1:07:58	そういう説明だったと理解
1:08:00	しました。
1:08:03	結局さっき言ったように、ここの解析買えなくたっていいんじゃない。
1:08:08	ここは変えるここは変えないって取捨選択。
1:08:12	をする。
1:08:13	やり方もあるわけ。
1:08:17	改めて、合理的な条件。
1:08:20	合理的な保守性を備えた、
1:08:24	条件として最新のパッケージとして評価してみた結果と比べると、
1:08:30	過去の既許可の解析よりから国な
1:08:34	んであれば、解析はもう換えなくていいや。
1:08:37	いう考え方と、
1:08:38	いや、いや新しく、せっかく綺麗にしたので、
1:08:42	綺麗なもので今後、
1:08:45	管理していく方がわかりやすくていいです。
1:08:48	なので変えます。
1:08:51	やり方と、どちらも明示構わないと思うんですけど。
1:08:54	それは後者を選んだってそれだけだって、
1:08:59	九州電力の方が、そうですね今言っていた後者の方法でして確かに崩壊熱を換えなくても制限値が守れるか守れないかという、守れルー事象も、
1:09:12	補償なのかなと思っておりますが、
1:09:16	再評価をするにあたって、
1:09:19	あたしオカ熱を使って評価して、楽にはなってますけど、
1:09:25	解析全体として再度やり直した現行の新しい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:29	妥当性が認められたものを採用して、意識評価結果置き換えているという位置付け
1:09:37	はい規制庁。
1:09:38	まずナンバー85については理解しました。
1:09:42	その上で、No.86なんですけど、
1:09:46	先ほど言ったように、崩壊熱の計算方法を変えましたという以外に、
1:09:52	照射条件を変えましたっていう。
1:09:54	ところが、
1:09:56	これ、条件設定として、
1:10:00	キーポイントになる。
1:10:01	ですけども、なぜか、申請書の51ページでは、
1:10:06	そこを変えたという話が載ってこない。
1:10:15	そこは変えた方がいい。
1:10:20	記載された方がいい。
1:10:27	無限照射の場合と、
1:10:30	現実的なバッチ数に若干保守性を持たせた。
1:10:36	3バッチ、55イワサ3バッチ
1:10:38	の炉心平均評価用のものを使いました。
1:10:43	炉心平均評価用って記載があるかどうか別ですけど、
1:10:47	その有限照射かつ3バッチにしました。
1:10:51	いう条件は、
1:10:52	無限商社と明らかに違うので、
1:10:57	そこは明確に変えたということではない。
1:11:00	それを記載しない。
1:11:02	理由が何かある。
1:11:10	九州電力の小田です。
1:11:13	確かにちょっと記載はしてはないんですが、ちょっとSJ推奨値に基づくものを使用しているというところで、
1:11:23	添付書類10であったら
1:11:25	参考文献で、
1:11:27	先ほどおっしゃっていただいた公開分、
1:11:33	PWRの安全解析用崩壊熱について、
1:11:37	MHINESの1010-4を参照しているところもありますので、
1:11:44	ソウノナカをご確認を。
1:11:47	いただき、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:11:48	受けると。
1:11:50	その内容としてもご確認をいただけるのかなとは考えております。以上になり
1:11:59	規制庁数ですASJの
1:12:02	推奨値は、崩壊熱データとしても減少者の値も載っているのです、
1:12:09	計算、自分で計算してもいいですよ、無限照射を使った、使いたかったらこの
1:12:15	表の数字を使っていいですよって書いた
1:12:19	なので別にSEの推奨値を使ったから、
1:12:23	そこが照射条件を変えているっていうふうに読めるんです。
1:12:28	で、一方で、
1:12:31	添付書類側の方で、
1:12:34	その参考資料の、これを使ってます。
1:12:37	いうところがひもづけて、
1:12:39	あるかどうかちょっと確認してないですけど、
1:12:42	それが書いてあるんだったらそれはそれでいいんですけど、
1:12:46	本文の、
1:12:48	代表値として、
1:12:50	代表解析として結果を示すにあたって、
1:12:55	必要な重要な条件となるところっていうのは、
1:13:00	やっぱ書く必要があるんじゃない。
1:13:08	いや、例えば、例えば、極端な話しますと、
1:13:12	崩壊熱。
1:13:14	は、
1:13:17	より現実的に現実的なものを使いますとかって書いて、
1:13:21	本文の
1:13:23	それは参考資料に書いてあるの。
1:13:28	極論してます。そういうわけですよ。
1:13:32	或いは、崩壊熱データが適切に評価する。
1:13:36	それだけでも、
1:13:37	参照資料と柱、
1:13:39	そこで読めるでしょうっていうし、
1:13:41	いやでも、
1:13:42	それじゃさすがにね。
1:13:44	よくわかんないですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:47	かつ、
1:13:48	既許可においては、
1:13:51	先ほど言ったように、アノカトウの、
1:13:54	主給水流量喪失とか、
1:13:57	事故の主給水管破断のところ、
1:14:00	では、わざわざ無限照射って書いて、
1:14:05	それを今回消しちゃってるんですよ。
1:14:10	だから、別に、
1:14:11	書かない。
1:14:13	理由にはならない。
1:14:14	とっていて、参考資料があるか
1:14:18	やっぱりそこは、
1:14:19	必要な情報だったから過去、
1:14:22	一部の事象だけど書いて、
1:14:24	それ全部書いてなかったと。
1:14:26	ちょっとよくわかんないんですけど、
1:14:27	あそこは横並びで取れてなかっただけだと。
1:14:30	ですが、
1:14:32	これ私実は崩壊熱を議論すると、
1:14:35	極めて重要な条件だと。
1:14:39	それを書かなくてもいいよって過去に言われたことがないんであれば、
1:14:43	やっぱり書くべき。
1:14:47	ちょっとここを本当に、
1:14:50	カナイていくかどうかは、改めて再考をしていただきたい。
1:15:20	九州電力の織田です。申請書の本文の 50 ページから 51 ページに掛 けての記載。
1:15:30	重要現象が低角するこの 102%で長時間運転されてきたものとし、とい うところで、
1:15:38	ちょっと有限という明確な記載ではないんですが、無限に変わる記載と して、これが、
1:15:45	これでお示しできているのではないかなと考えて
1:15:50	規制庁鈴木です。
1:15:53	この記載だけ見て、
1:15:55	言わない方がいいとっていて、
1:15:58	ECCSセイノ評価。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:00	の方の、
1:16:01	記載は許可においてもこれから
1:16:07	そうすると許可のイシイセイノ評価では、
1:16:10	有限商社で、
1:16:13	阪神案数 5.1-1979 の
1:16:16	崩壊熱やってたっていうそういう、
1:16:59	寸前九州電力の杉田でございます。
1:17:02	今のお話は、
1:17:05	有限商社というのを、本文に書くべきだというお話。
1:17:12	なのか、ちょっと添付呉側で、一応
1:17:17	公開文献アリマ飛ばしてるのもあるんですけども、
1:17:20	1度、清カガワで、減少者の記載を、
1:17:25	があるのに、
1:17:27	有限商社と記載。
1:17:29	しないのはなぜかというお話。
1:17:33	なのかちょっと意図だけ確認させてよろしいでしょうか。
1:17:36	それで成長スズキ。
1:17:39	これまで、この記載について、規制庁から何かこう発言があったかどうかちょっとわかりませんので置いときまして、
1:17:47	私が考えるにあたっては、崩壊熱のデータをどう設定したか。
1:17:54	崩壊熱の計算方法と、
1:17:57	照射
1:17:58	冷却の条件。
1:18:00	これをすべてにおいて明確にしない限り、
1:18:04	明確にしないと条件設定できないと。
1:18:08	それは、
1:18:10	どれ、どれかが、
1:18:13	重要だって全部重要だ。
1:18:18	なんでこれははっきり書いた方が、
1:18:22	誤解を招かない。
1:18:24	これまで書いてる書いてないとか、
1:18:28	ある一部分が書いてた
1:18:29	みたいな。
1:18:31	整合化がなくなるので、
1:18:33	これはしっかり書いた方が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:35	私個人としてはいいと思う。
1:18:40	で先ほど言われたように、添付書類に書いてあって、
1:18:44	そのの、
1:18:48	引っかかる部分だけ、本文側の方で、概要として、
1:18:53	書いてますっていう。
1:18:55	言い分もわかります。だけど現状まだ、
1:18:58	添付書類側にも書いて、
1:19:01	直接的に
1:19:05	経営戦略精査ちょっと公開文献は、
1:19:08	読み込んでるぐらいで、直接的にはちょっと書いてないのが現状で、現状は、別にこだわってるわけじゃないんですけども、現状この記載の説明を
1:19:20	安全審査費用でどういう設定をしてるかっていうのを、
1:19:23	以前は説明してきたというのが現状ですのでちょっと記載についてはちょっと持ち帰り検討させてもらいたいと思いますんで、
1:19:32	よろしくお願いします。以上です。はい。規制庁鈴木です。では
1:19:37	ナンバー87まで含めて今の議論になりますので、
1:19:45	そこまで含めて、
1:19:49	ちょっと事実確認リストとずれてるところありますけれども、持ち帰り再検討。
1:19:55	にしたいと。
1:19:59	では続けて、
1:20:01	No.88 ですこれも結局同じで、
1:20:07	申請書の 51 ページの、
1:20:10	可燃性ガスの発生のところの評価でG値を、
1:20:14	低減させたというところで、
1:20:17	これについて、
1:20:19	も、先ほどの説明と同じで全体の、
1:20:23	パッケージとして、
1:20:27	十分妥当な。
1:20:29	合理的な保守性を持つ範囲内で、
1:20:34	より現実的なものにした。
1:20:37	そういうパッケージとして導入されたという
1:20:43	九州電力のオダですはいご認識の通りです。
1:20:49	規制庁鈴木です。で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:52	ここの、
1:21:01	可燃性ガスの発生の、
1:21:05	ところで、
1:21:09	ちょっと両括弧Dを、
1:21:11	どういうふうに、
1:21:13	使っているかは、
1:21:15	何とも言えないんですけど、両括弧飯野。
1:21:20	この
1:21:21	地域、
1:21:22	を説明する上で、
1:21:25	両括弧Dの条件で、
1:21:27	考慮すればっていう、
1:21:30	きっかけとして、
1:21:33	書いてある。
1:21:34	のであれば、そうすると、
1:21:37	Bボツの可燃性ガスの発生としては、あとは、
1:21:42	イシイセイノ評価での、炉心側での、
1:21:47	水素発生量、初期の水素発生。
1:21:50	その違いが、
1:21:56	あるので、とりあえず、
1:21:58	11、
1:21:59	水の放射線分解側の方も、
1:22:04	一緒に見直しました。
1:22:06	そういう説明は、
1:22:08	だということは理解しました。で、
1:22:12	ただこれもさっき言ったように、
1:22:15	初期の炉心側の水素発生量って、
1:22:19	イシイセイノ評価の方で決まりますけど、
1:22:23	イシイセイノ評価の方も今回崩壊熱しか書いて
1:22:28	他に使わなかったら、結局これも全部変わらないはずなんですよ、安食も。
1:22:32	でも申請する必要がない
1:22:36	だから結局、何かいろいろ横並びで合わせたことによって、
1:22:41	申請する理由はちょっとよくわからないけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:47	設備を変えたってことではなくって設備に合わせて、何かを変えることによって申請になっちゃってるんだけど、
1:22:54	例えばそれ、
1:22:55	それが不
1:22:59	一般的な言い方からすると、
1:23:01	安全性向上に資するため、
1:23:03	て言うんだったら、非常にわかりやすいんですけど、
1:23:06	ここはそうでもないんですよ。
1:23:08	何で結局そういうふうに、自分たちで、
1:23:11	全体通しで変えようっていうことにしたことによって、理由もないけど、
1:23:17	設置変更しせざるをえなくなってしまうだけのような、
1:23:21	このページは、
1:23:22	見てるとそういうふうに見える。
1:23:26	それって本当に、
1:23:28	必要なのって規制庁側からだろうがちょっと疑問に思う。
1:23:33	申請されたからには審査しますけど、
1:23:37	安全性にも何も関係なく、
1:23:40	単に事業者として横並びにしたいというだけ
1:23:44	設置
1:23:45	行政手続き、
1:23:48	聞こえる。
1:23:52	個人的には思う。
1:23:55	ただ先ほど言ったように、
1:23:57	横並びで管理したいなという思いがあるっていう
1:24:01	そこははっきり主張していただければ、我々として別にそれをはねつける理由。
1:24:09	そういうことだというふう
1:24:11	して審査を進めていきます。
1:24:14	88 は、そういうふうにとらえ、
1:24:24	ここまで、
1:24:26	13 条 2 号に、
1:24:28	できたので
1:24:30	次が法になりますからちょっと一旦ここで止めて、ここまでの今後の対応について、
1:24:36	まとめていただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:39	つけたところで、九州電力の方から説明をお願いしたいと。
1:26:09	はい。お待たせしました。九州電力の織田です 81 番から 88。
1:26:16	まで終わったところで一度コメントを整理させていただきます。まず 80、
1:26:23	一番につきましては、
1:26:25	前回の 80、58 番の続きでして、
1:26:28	12 月 1 日付けの資料に変更内容、または条文整理表、目的及び申請理由の欄に、
1:26:35	手法の変更等を採用した申請案件が何かを明確にする。
1:26:40	82 番につきましては 16 条 2 項 1 号イの内容でして、No.69 の続きになりまして補足説明資料の当該箇所に、
1:26:52	説明を追加をさせていた。
1:26:56	ここから 13 条 2 号の内容でして 83 番。
1:27:01	につきましては、単一故障の方、
1:27:04	件ですが、解析条件で、両括弧Dの単一故障について静的と動的の 2 種類がありまして、
1:27:11	解析条件を、
1:27:13	厳しい。
1:27:15	生成的に、
1:27:17	厳しいと示せない。
1:27:19	ものはすべて実施する必要が、
1:27:27	すいません、ちょっと
1:27:28	ちょっと後程修正させていただきますが
1:27:32	解析結果から厳しいものを今、厳しいものと、両方載せてますのでその厳しいものだけではないかという、
1:27:39	厳しいものだけ載せればいいのかということでもっと現状の記載をしている出資ですね、ご確認をさせていただきます。
1:27:49	で、
1:27:50	と。
1:27:51	分 15 ワダ表彰についてか。
1:27:55	でして、厳しい解析条件を記載すればいいのかということでもちかも書いて静的機器の単一故障と動的両方解析条件書いておりますので、同様にご確認を
1:28:06	させて、
1:28:08	再整理、
1:28:09	してご説明をさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:13	84 番につきましては、蓄圧注入、解析条件の地下筒抜けの、
1:28:20	注入水ですね放散性についてというところで、
1:28:24	解析条件として、必要な内容、
1:28:30	ということで奉賛っていうところ。
1:28:33	記載ですね、そちらが、
1:28:36	記載してルー状況ですが 3、既許可の審査についても比木さ飯野Aとで すねそういうのが、
1:28:44	何かあったかということを確認してまた記載を検討させていた。
1:28:47	いただきます。86 番と、
1:28:52	87 番、
1:28:55	につきましてはほぼ申請書の 51 ページの崩壊熱データの照射条件の変 更の説明が今、
1:29:02	ない状況です。こちら持ち帰り記載検討させていただきます。以上にな ります。
1:29:16	No.82 の当該箇所ってのがちょっと曖昧なので、
1:29:21	ヨウ素の水中での除染係数の、
1:29:25	選定理由。
1:29:27	という
1:30:14	あと、ナンバー83 の一つ目のところは直してください。直したら、もう 1 回確認します
1:32:03	はい。九電工です。七、八十、2 については当該箇所、ヨウ素の水中で の除染係数の選定理由ということで追記しており、
1:32:12	83 につきましては、一つ目のポツですが解析結果について厳しいケース のみ記載。
1:32:18	をしていればいいのではないかというところで、記載を、
1:32:22	書き換えておりました、
1:32:24	再整理して説明するというところで、
1:32:29	なっております。以上です。
1:32:33	はい。規制庁鈴木です。私の方はいいかと思えます。規制庁が、よろし いですか。はい。
1:32:39	記録して次に進めます。
1:33:20	規制庁スズキですでは、
1:33:23	事実確認リスト続きで 84 番から、
1:33:28	84 から
1:33:34	ごめんなさい 89 番からですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:33:36	89 番から、
1:33:39	89 番から 94 最後までは、13 条 2 号を、についての、
1:33:46	ここも主に、
1:33:50	解析条件。
1:33:51	についてですが
1:33:54	気象資料の話も出てきますので
1:33:58	結果についても少し触れて、
1:34:01	越冬
1:34:03	まず 89。
1:34:06	90、
1:34:08	91 も、
1:34:12	含まれますけど、
1:34:14	3 号炉側の方の、
1:34:16	本文 10 号炉の解析条件のところに、
1:34:23	かかる、確認で、
1:34:26	申請書でいうと、
1:34:34	39 ページ。
1:34:37	からですね。
1:34:44	まず、
1:34:58	気象資料の更新のうちですね、
1:35:05	まず風洞実験の結果について、
1:35:09	確認していきます。
1:35:21	申請書の添付資料。
1:35:24	6 の、
1:35:40	両括弧 3 の 7-2 の 26 ページ。
1:35:47	です。
1:35:49	事故時の、
1:35:51	線量評価に用いる排気塔有効高さ、
1:35:55	括弧、風洞実験結果の表です。
1:36:00	今回、風洞実験の結果として 3 号の、
1:36:06	有効高さが、
1:36:09	変わっているのは、
1:36:12	風向W、
1:36:14	一つ飛んで、NW
1:36:17	NNWへの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:20	だと認識しています。
1:36:23	間違ったら指摘してください。で、
1:36:26	その結果として、
1:36:31	4 ページ先の、
1:36:35	30 ページです。
1:36:37	2、
1:36:39	最終的に事故シノ線量評価に用いる相対濃度 $\times$ 倍 9、
1:36:46	相対線量DY9 及び実効方数継続時間、
1:36:51	をまとめた表があります。各方位のは、前のページの方にありますけれども、
1:37:01	各、
1:37:02	事象について、
1:37:06	壁Qd倍 9 で最大となる方に着目した。
1:37:12	ものですんで、
1:37:13	この中で、
1:37:15	先ほど言った風洞実験の結果を用いるのは、排気塔ホースだけと認識していますので、
1:37:23	排気塔ホースの事象を見ると、着目方位がNEになっているつまり、
1:37:29	風向としては、
1:37:31	S、
1:37:34	W、
1:37:35	になると。
1:37:36	で、先ほどの風洞実験の結果を見ると、
1:37:41	4 ページ前の 26 ページですね。
1:37:43	SWはこれ変わってないと認識して、
1:37:51	まずそこ、いいですかね。
1:37:54	はい、九州電力一緒です。ご認識の通りです。
1:37:57	はい。規制庁鈴木です。
1:37:59	ということは 30 ページに戻って、
1:38:02	地上放出も全部含めると、ここで、
1:38:06	胎便Qd/バイクが変わったのは、
1:38:08	気象データを、
1:38:10	2016 年に変えたことだけ、
1:38:13	よると、
1:38:14	結果的にですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:16	そうなっていると理解してます。80年仁木イシイです。はい、ご認識の通りです。
1:38:30	規制庁鈴木です。その辺の
1:38:36	確認を
1:38:39	するのに、今、
1:38:41	風洞実験の、
1:38:43	結果とかを、
1:38:47	12月26日審査会合1-4-1の高速説明資料これ全体の補足説明書ですけど、
1:38:54	ちょっと確認しに行ったらですね、最初、13条で見つからなくて、
1:38:59	27条、
1:39:00	まとめて載っていたので、事故時の有効高さの、
1:39:06	説明も、ちょっとそこがわかりづらいので、これ資料の体裁だけなんですけど、
1:39:11	13条側の方に、何かしら
1:39:15	希少試料に関する何か、
1:39:18	結びつくところなんか作っていただいて、
1:39:22	27条に、
1:39:23	飛ばすように、
1:39:25	書き直す必要ないので、
1:39:28	13条側からたどれるように、まずちょっと欲しい。
1:39:32	ということと、
1:39:33	あと、
1:39:36	やっぱりなかなか、
1:39:38	目的のところに1000ページ超えるような資料なので、
1:39:42	なかなかたどり着けなくてですね。
1:39:46	詳細なちょっと目次を、
1:39:49	全資料通しですね。
1:39:52	付けていただきたいなど。
1:39:54	けど、
1:39:55	よろしいでしょうか。
1:39:57	九州電力石井です。まず1点目おっしゃった、13条の資料から、風洞実験の結果について27条の方にリンクを飛ばすというのはですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:08	今ちょっとこちら考えているところでは通しページの 146 ページのところに、2 ポツ 3 ポツ 1 ポツ 3 という項目があるんですけど例えばこの辺りに記載すればわかりやすいかなという
1:40:19	迎えておりますがいかがでしょう
1:41:51	中条スズキです。倍々Qd杯 9 の表のところから、
1:41:58	風洞実験のところ、リンクが貼ってあるっていうのがイメージできるかどうか。
1:42:03	ところで、
1:42:05	今言われたページって海田イケダイワイ系の評価結果を、
1:42:08	示しているところだと思うんですけど。
1:42:12	九州電力石井ですけど私が先ほど申し上げた文章で説明してるところでして、通しの福野通しで 146 ページになるんです。こちらでその被ばく評価で作る使う条件のところ、主な変更内容をお伝えしてるところがありまして、
1:42:28	ちょっとそれ失礼しました。
1:42:32	そういう意味では、
1:42:36	そうですね。
1:42:39	この
1:42:42	両括弧 3。
1:42:44	3 のところに書くのが、
1:42:48	いいのか、或いはもう 1 個、風洞実験っていうのを立てていただく。
1:42:53	ちょっとよくわかんないですけど、そういうふうになにか具体的に、
1:42:57	風洞実験に結びつくような、
1:43:00	ところから、
1:43:01	リンクが貼ってあれば
1:43:05	はい、承知いたしました。今ご提案いただいた点も含めて記載の仕方は検討させていただきたいと思います。あと先ほど 2 点目おっしゃいましたところは
1:43:15	何金子に 27 条の資料についてとかそういうことではなくてこのなんか通しページで目次を作るっていう、そういう理解です。間違いないです。
1:43:24	名刺を全体として、
1:43:39	通し 3 ページに、各条分だけの、
1:43:44	記載がありますけど、
1:43:47	それから次のページに添付資料だけの記載がありますけどちょっとこれだけだと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:53	パッと何か、どこに何が書いてある。
1:43:56	咄人探せない気がして、
1:43:58	できれば
1:44:00	添付資料とか別添とか、
1:44:06	全部、
1:44:07	書いてください。
1:44:10	ひもづいて、
1:44:13	採取詳細の説明のところに、
1:44:15	たどり着けるレベルぐらいのキーワードが出てくるような
1:44:20	欲しいなと思っていて、それからすると今の、
1:44:27	27条のところからすると、
1:44:45	さすがにやっぱりあの気象資料等とかの変更とかそういうキーワードがあれば、あそこで風洞実験ここで読めるかなあと。
1:44:55	そのぐらいのレベルまでブレイクダウンしてもらえればいいかなと思う
1:45:00	けど。
1:45:01	さらにその別紙とかそんなところまで、細かく、
1:45:05	ものすごい、
1:45:08	ある程度類推して、ここを見ればいいかなって思えるような、
1:45:13	レベル感まで。
1:45:15	ちょっと詳細に、
1:45:17	目次を作ってもらえるとありがたい。
1:45:23	はい。九州電力石井です。通しページの3ページ4ページの記載をもっと充実させるということではよろしいですか。
1:45:32	はい規制庁スズキそれでお願いします。
1:45:36	はい。九州電力伊シイで承知いたしました。
1:45:41	あ、すいませんちょっと確認なんですけど、何かそこに加えても年ページもつけるというようなそういうことです。
1:45:48	副社長都築さん通しページは、
1:45:52	日々変わると思うので、
1:45:54	とりあえずなくていい。
1:45:56	で、最終的に仕上がったものでつけていただければ
1:46:01	はい。九州電力石井です。了解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:05	九州電力のオダですいませんちょっとご確認なんですけど 27 条で言うと 668 ページ目に、その 27 条としての目標を書いておりますんでそれを補足の頭につけるようなイメージでしょうか。
1:46:26	規制庁スズキとりあえずこれを頭の方に持って行っていただいて、
1:46:31	それでしばらく読んでみみたいかと。
1:46:35	それを用意していた。
1:46:38	一周年幸田です。了解しました。
1:46:45	規制庁鈴木です。では続いて、
1:46:48	No.90 ですけども、
1:46:53	また本文に戻りますが、
1:47:00	申請書 39 ページ。
1:47:10	bポツのSGTR。
1:47:13	のB-1、自己経過の解析の。
1:47:17	解析条件ですけども、
1:47:21	今回、
1:47:22	Gの、
1:47:24	木が、
1:47:26	記載が、
1:47:28	一応、
1:47:29	G-2 が、記載の追加が、
1:47:32	あって、
1:47:34	G-3 の、
1:47:37	時間の変更があるように読めたんですけど、
1:47:42	まず、
1:47:45	G-2 って別に追加されたものじゃなくて従前から、
1:47:49	こういう条件を、
1:47:50	考慮してたんですけど、
1:47:53	本文には書いて、
1:47:55	だけで、
1:47:56	今回、
1:47:57	いたしました。
1:47:59	理解していて、
1:48:01	Gのす。
1:48:02	3 について、
1:48:04	何か変わったのかなっていうふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:07	思って見てったんですけど。
1:48:10	特段、
1:48:14	今日の資料、
1:48:16	3の中でも3号として、
1:48:21	主蒸気隔離弁と樫尾、主蒸気逃し弁の、
1:48:26	時間等について書いてないので4号側には、
1:48:29	それに相当するところが何かある。
1:48:32	だけど、
1:48:33	サンゴがニワないので、
1:48:36	これは、
1:48:38	既許可サンゴの既許可から登壇変わってないのかなって思うんですけど、まず変わってないでよろしいです。
1:48:46	九州電力の織田です。ご認識の通りでして工事の2については、概ね記載変わってなくて10分後でやっぱり原子炉トリップ10分後とか20分後と書いてあるところは、
1:48:58	変更がなくて項目としてちょっとこちらも記載の適正化で
1:49:02	その辺女子ですね、のというところをトリップのいうところを入れている。
1:49:07	3号炉としてはその変更だけになります。
1:49:17	規制庁鈴木です。衛藤。
1:49:20	藺田鍛冶菅野話は別に何もなくて、
1:49:24	記載適正化だと理解したので、
1:49:28	ここでちょっと聞くのは、No.91を聞くのは、
1:49:33	ちょっと適切ではないので、
1:49:36	No.94と合わせて91号機構と、
1:49:41	丹飛ばします。
1:49:44	それで、No.92にいますけれども、
1:49:50	ここからは、4号の話になりまして、
1:49:55	先ほどと同じ事故時に使う4号の、
1:50:00	カゴイQd杯9、
1:50:02	の話です。で、
1:50:05	ここはあくまでも確認だけですので、
1:50:10	添付6の、
1:50:12	両括弧4の、
1:50:16	7-2の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:17	ページ、
1:50:19	ですね。
1:50:40	で、
1:50:43	先ほど言った
1:50:44	風洞実験の結果が出てくるのが廃棄当方数。
1:50:50	排気と放送のところの着目方位を見ると、SEで、そうすると、
1:51:01	2 ページ前の 6 ページの、
1:51:03	有効高さのところを見ると、
1:51:07	風向でいうとNWになるので、
1:51:13	NWは今回、
1:51:16	風洞実験の結果として有効高さが変わっていると。
1:51:20	ちょっと 3 号と状況が違って、
1:51:25	8 ページ戻りますけれども、
1:51:28	廃棄とホースの家岩切イワイ 9 は、
1:51:33	横星高さも変わっていてかつ気象データも変わる。
1:51:37	で、地方数は有効高さ関係ないので、
1:51:42	気象データだけの違いだけど、
1:51:44	そういうふうになっているということで、
1:51:49	はい、九州電力石井ですご認識の通りです。
1:51:54	はい。確認できました。で、
1:51:59	No.93 にいきますけど、
1:52:02	今言ったように、
1:52:04	ナンバー 89 で確認したのと 92 で確認したように、3 号は結果として、最大階級で売却最大方位は、
1:52:14	いうことが変わってなかったんで、
1:52:18	4 号は、
1:52:19	エース壁切りバイク最大放流は有効高さが変わる。
1:52:24	ここが、なぜ、
1:52:27	サンゴは変わってなくて四、五が変わる
1:52:31	でもともと風洞実験をやりましたという理由としてはこれまでの審査会合の中で、
1:52:37	敷地造成とかを、
1:52:40	申請の工事としていろいろやったりしているので、
1:52:44	その辺を改めて確認するという意味でやりましたというふうに、
1:52:49	認識していて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:52:51	そうすると、その敷地造成の影響が、
1:52:56	出やすい。
1:52:57	4号が出やすい、作って、サンゴが出にくいという、そういう結果だ、結果論としてそうだ。
1:53:05	けど、
1:53:06	その説明をですね、ちょっと、
1:53:09	どこがどう影響してるの。
1:53:11	説明をして、
1:53:14	欲しいって、口頭で聞いてるとよくわからないので、
1:53:17	先ほどの風洞実験の、
1:53:20	説明資料が、
1:53:22	27条側に載ってましたけど、あそこにもう少し風洞実験の、
1:53:27	結果として、
1:53:28	次、事故時の、
1:53:30	有効高さの評価結果として、
1:53:34	どういったところが影響を受けて、
1:53:36	どの行為がどういうふうに変わって、
1:53:38	ていう。
1:53:39	解説をちょっとしている。
1:53:41	追加でしてもらいたい。
1:53:44	よろしいですか。
1:53:46	はい。九州電力石井です。何かしら資料を作成してお示しするということで了解したんですけど、
1:53:54	これサンゴ横尾で変更ありなしの違いがあるっていうのはですサンゴそれぞれで、
1:53:59	そのRIG青井ごとの線量評価して、一番高い線量のところの、その時使った海馬切ってバー9を、ここに載せてますっていう形になりますので、
1:54:10	あと例えば風洞実験してもその評価結果に対して5メートルで聞いてとかもしてるので、何か、
1:54:17	変更ある変更なし。
1:54:19	ていう切り方じゃなくて全然変更ありもなしも評価した結果こうなりましたっていうようなものになりますので、
1:54:27	ちょっと詳しい内容をまた資料作成していただく。
1:54:31	思っております。
1:54:33	成長するスズキです。そこは理解しているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:36	90 砂田 93 の、
1:54:39	また書きのところに、今、
1:54:43	例示として、
1:54:44	地表煙軸濃度分布、
1:54:49	1 例だけ。
1:54:51	出されてるんですけど、
1:54:53	陸側方位全方位でこれちょっと、まず示していただいた上で、
1:55:00	この行為は、
1:55:02	今回の造成の影響が、
1:55:03	影響が出てないみたいな、そういう説明が一通りあれば、
1:55:09	結果的にサンゴは、
1:55:11	最大訪印ところはそれが出てこない。大井。
1:55:15	四、五は出てくる方だっというのがわかる。
1:55:19	その辺を含めてちょっと、
1:55:21	資料を充実化していただける
1:55:29	はい。九州電力一井です。まずは各方位離隔陸側方位の資料を追加させていただくのははい、了解いたしました。その上でまた説明というのを、
1:55:39	はい。すいません。
1:55:44	はい。規制庁鈴木です。お願いします。
1:55:46	先ほど飛ばした 91 と合わせて 94。
1:55:51	なんですけれども、
1:56:40	規制庁数です。今回、添付書類 10 の、
1:56:46	3 号の、
1:56:49	SGTRのところを、
1:56:54	見て、
1:56:57	そもそも、
1:56:59	3 号の、
1:57:01	SGTRの、
1:57:04	評価っていうのは、
1:57:07	変わりが、
1:57:08	あるのかないのか。
1:57:10	そこがちょっとよくわからなくて、
1:57:14	これ変わりは、
1:57:15	変わっているんですか評価結果が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:18	大気拡散
1:57:20	そもそも、
1:57:24	冷却材の流出だとか、
1:57:29	放水量の
1:57:32	評価として、
1:57:36	そこちょっと説明してくれ。
1:57:39	九州電力の大庭です。まずプロセス解析として変更がなくて放出量の設定までは変更がありません。
1:57:55	あと
1:57:58	線量評価についてちょっと現職発電本部からご説明できますか。
1:58:05	原子力発電本部江原です。
1:58:07	線量の評価にあたって、評価の内容から変更になっているのは、
1:58:13	医師。
1:58:14	この評価は地上放出ですので、気象条件の変更のみとなっております。以上です。
1:58:22	はい。規制庁鈴木です。まず3号の方について、
1:58:27	話をすると、そうすると結局SGTR。
1:58:32	は、
1:58:35	市場ホースなので、
1:58:37	気象データを変えたから、
1:58:41	3号の評価を、
1:58:42	見直しました。
1:58:44	だけになる。
1:58:47	そう理解したんですけども、それ間違っていない。
1:58:51	原子力発電本部、植原です。はい、ご認識の通りです。
1:58:56	はい。規制庁鈴木です。衛藤。
1:58:58	そうするとやっぱさっきの、
1:59:00	崩壊熱の話とかと同じで、
1:59:04	何で気象データ変えなきゃいけないんですかっていうと、
1:59:09	3号の
1:59:13	被ばく評価は、
1:59:15	多分書いてるのは全部その気象データの話だけ。
1:59:20	になって、いう広報紙、
1:59:22	河内高崎関係なくなったので
1:59:26	放出量の評価のところも変わっていないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:29	労基署データを変えたから 3 号の、
1:59:32	申請が今回あり、
1:59:34	で、
1:59:35	そうすると、何で気象データ変えたんですかっていうところにちょっと戻って、衛藤。
1:59:41	気象データ変えた理由って結局、
1:59:45	なぜ変えることになったんですって。
1:59:49	九州電力の石井です。
1:59:52	少々お待ちくださいストックのサクライ。
1:59:55	10 日小が、
2:00:02	同通しページ 718 ページからになるんですけども、
2:00:23	こちらの方で従来どういうふうに気象資料を設定して被ばく評価をしてきてっていうのを説明してまして、その中で、今まで使ってた、その被ばく評価するに当たりましては、今まで使っていた気象資料、
2:00:36	いわゆる代表性
2:00:38	禁止金の気象と比べて何か異常なデータが出てないかというのを確認した上で使用することと、これまでしておりまして今回もその手順にのって、
2:00:46	確認した結果その代表性が認められないということで、至近の気象に近い、至近の気象から代表性が認められる液晶に変えたということにしております。以上です。
2:01:03	規制庁都築です。そこそこ、そこが、
2:01:11	基準とか、旧指針類の中で、そうしなさいってところがある。
2:01:17	ですかね。
2:01:19	指針の中ではですねその具体的な確認の方法まで載ってる箇所はなくてですね。ただ、
2:02:38	中心PCです。
2:02:43	通しページ 400 ページのところにあります。
2:02:45	小シノナカになる。
2:02:53	そちらの 1 ポツの気象現象の変動というところで下の方にですね、サカイ 2 パラ目のところに途中の時に異常な年であるか否かを気象官署の気象資料も実証することのスイッチの時になりますので一応資料がない場合を想定した記載にはなってるんですけども、
2:03:09	気象資料、その年は特にいろんな年であるかっていうことの確認は
2:03:15	確認する旨はこちらで読めるかなと考えており、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:28	規制庁スズキです。
2:03:34	もともとの、
2:03:38	81年の
2:03:41	気象資料ノモトですね。
2:03:43	で、その
2:03:45	ときの、
2:04:00	そのときの添付6を見ていると、
2:04:06	気象データの代表性の検討の中において、
2:04:15	玄海の気象データに対して、
2:04:19	ヒラタと国交省と福岡管区気象台の、
2:04:25	十年間ので、
2:04:26	資料を用いて、
2:04:30	1年間の使用との間に有意な差があるかどうか。
2:04:33	ていうのを、検定をしましたっていうような、
2:04:37	記載があって、
2:04:40	この話が先ほどの、
2:04:43	気象指針の、
2:04:46	これわあ、
2:04:58	解説の、
2:05:01	ローマ数字10、その他の気象条件の扱いの、
2:05:05	アラビア数字1ポツの中の、
2:05:11	等、
2:05:14	その年は特に異常な年であるか否かを最寄の気象官署の気象資料を用いて、
2:05:21	調査することが望ましいということに応じて当時、
2:05:25	そういう、
2:05:26	確認をされていて、で、
2:05:28	今回の
2:05:53	今回の点毒を見てると、何か、
2:05:57	それっぽい説明が、
2:06:01	ちょっと見当たらない。
2:06:03	これは、
2:06:04	どこか申請書添6に、
2:06:07	説明がなされている。
2:06:10	拘らずにそうやりましたけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:14	九州電力医師です。今回のこの井澤と設楽区画についても気象官署という形ではなくて発電所内の気象データを用いて確認を行っております。以上です。
2:06:26	規制庁鈴木です。ということは、
2:06:29	気象指針のやり方ではなくって、
2:06:33	発電所の中のデータを比較して、
2:06:37	みましたっていう。
2:06:39	独自のやり方ってことですか、それとも、
2:06:41	それができるんだったらその方が望ましいっていう、何かある。
2:06:45	掘り所があるんです。
2:06:47	九州電力石井です。
2:06:53	従来においても、従来、
2:06:56	先行の申請
2:06:58	12号のご申請とかでも同じように
2:07:01	発電所内の、
2:07:04	液晶を用いて確認というのを行ってきておりまして、
2:07:07	この異常な年であるか否かっていう主旨を考えますと発電所周辺の気象、
2:07:14	結局周辺の公衆の被ばくに影響するものと考えられますので、
2:07:19	発電所内で計測したデータを用いて、異常な年であるか否かを確認すること等は、妥当であると
2:07:29	規制庁それぞれは、気象指針に書いてある内容を解釈して、
2:07:35	そういう運用を、
2:07:38	しても問題ないんだってそういう説明ですか。
2:07:43	九州電力石津はい、その通り。
2:07:46	規制庁宗です。まず、そのところ、
2:07:50	が、理由ですっていうところはわかったんですけど、
2:07:55	まずその話するのは気象指針の中でおいては、まず前段に、
2:08:01	長期変動の、
2:08:05	年変動の話が書いて
2:08:08	それで、
2:08:14	相対濃度、
2:08:16	の平均値に対する各年の
2:08:20	相対濃度偏差の比っていうのは、
2:08:22	%以内ぐらいであればこれ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:27	繰り返し、
2:08:30	現れてくる。
2:08:32	変動の範囲内だっていうふうに
2:08:35	読めること読めて、
2:08:38	その話。
2:08:40	そして、
2:08:44	それほどね変動。
2:08:46	ていうのが大きいので、
2:08:49	どっかの1年のやつを使うことにしましたって言っていて、その
2:08:55	次に、
2:08:57	調査をしますっていう。
2:09:01	話が出てきてるんですけども。
2:09:03	81年のデータを使うってこと等2016年のデータを使うってことの比較はここには出てこないわけですよ。
2:09:13	そこは何か出てくる
2:09:17	九州電力ですと比較っていうのは、どういった趣旨ですか。
2:09:21	規制庁宗です。2000、1981年のデータを、
2:09:27	今回使わずに、2016年のデータに置き換えるという、
2:09:32	話を、
2:09:34	変更するところの理由として、
2:09:40	この今の話が、
2:09:42	気象指針もこの話が、
2:09:46	を理由にせ変えますっていうことではないってこと。
2:09:49	九州電力一井です。はい。コウに書いてある通りやったというわけではなく
2:09:55	異常年検定というの81年記者に対して実施して、
2:09:59	その決定の結果、変更するという経緯でございます。以上で
2:10:05	規制庁鈴木です。
2:10:08	ごめんなさい。81年のDた。
2:10:12	これまで、
2:10:14	許可で使っていた。
2:10:16	81年を代表とする、その10年、
2:10:22	それを含めた十年間のデータって過去、
2:10:26	確認をしたわけですよ。
2:10:27	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:30	話と、今回、2016 年と 2016 年含んだ 10 年、
2:10:37	のデータの、
2:10:39	確認の話っていうのは何か臨機
2:10:44	何か何か、
2:10:47	両年の比較があったりして、
2:10:50	変えるべき。
2:10:52	なったというわけ。
2:10:56	九州電力石井です。ちょっとすみません
2:11:01	ご趣旨をちゃんと理解した関係になってるかわからないんですけども、 センケン 81 年の気象につきましては、
2:11:08	至近の 10 年、具体的に申し上げますと 2011 年から 2020 年の気象を 用いて、
2:11:14	その確認を行っております 2016 年のデータにつきましては 2016 年を 除く至近の 10 年ということで、2010 年から 2020 年の 2016 年を除くデ ータで確認を行っております。
2:11:27	以上です。
2:11:29	規制庁、鈴木です。ですから、1981 年のデータを、
2:11:34	確認する時にあたってのは、母集団には含まれていなく、
2:11:40	もので比較した。
2:11:43	九州電力石井です 1981 年と 2016 年どちらも母集団に含まれておりま せん。
2:11:51	規制庁鈴木です。
2:11:54	それで、その 2、81。
2:11:57	1 年は代表性がなくて、
2:12:01	2016 年が代表性がありましたっていうのが、
2:12:04	母集団と違うものの代表性ってちょっとよくわかる
2:12:08	んと、その母集団の中の、ある特定の 1 年が代表性があるとかってい う、
2:12:14	そういう確認をしてるわけじゃない。
2:12:18	九州電力石井です。あくまで至近の 10 年と比べて、
2:12:22	代表性があるかないかっていうのを確認しております。
2:12:29	規制庁鈴木です。
2:12:33	今言ってるのだから、2881 年も 2016 年も関係ない、どっかの十年間、
2:12:40	のデータと比較したときに、
2:12:43	その十年間により近いのは 2016 年でしたってこと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:12:50	九州電力石井です。はい。
2:12:52	ご認識通りです。
2:12:55	規制庁スズキそうすると。
2:12:58	1981年のデータを確認した。
2:13:03	時も、81年を含まないデータと比較して確認をされていて、今回も同じようにしたってこと
2:13:11	九州電力イシイですちょっと追求81年設定したときというのは、多分かなり前なのでちょっと正確かは、
2:13:26	従来毎年気象データがまでそろったタイミングで、
2:13:31	至近の10年
2:13:33	母集団からは、その検定では除いて至近の10年で確認というのをしておりまして、その中で一番、
2:13:42	代表性が見られる気象というのが2016年だったということで、これ2016年の気象にしております。以上です。
2:13:50	規制庁鈴木ですそうするとその、
2:13:59	気象の状況が、やっぱりその1981年頃の10年と比べると、
2:14:05	最近の10年っていうのは若干ずれてきていて、
2:14:10	そうすると、最近のデータを使った方が当然いいに決まってるじゃないですかという結論になった。
2:14:17	端的に。
2:14:19	はい、九州電力石井です。おっしゃる通りで、その中でも一番、何て言うんすかね。平均的といったおかしその代表性が最もよく見られるものを採用したということになります。以上です。
2:14:32	規制庁鈴木です。その上で、
2:14:35	もう1回たい。
2:14:36	気象指針の方に戻るんですけど、
2:14:39	気象現象の年変動っていう概念で、
2:14:46	気象現象は、指針に書いてあること。
2:14:50	言います気象変現象はほぼ1年周期で繰り返されているが、
2:14:55	音による変動も存在するというふうに言って言っていて、
2:15:01	長期にわたって調査してみましたっていうふうに話になったんですけど、
2:15:09	先ほど九州電力の説明の仕方では、80年代ごろと、
2:15:14	2000年以降ぐらいの辺りでは若干気象の状況が変わってるんじゃないかっていう観点で、
2:15:22	その見直しに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:24	なったって言うてるんですけど、それっていうのは本当に、
2:15:28	今この気象指針で言うてる年変動。
2:15:31	みたいな。
2:15:32	範囲内ではなくって、やっぱりかは明らかに変わっているんだ。
2:15:41	液晶規制庁スギタアノそれ添付 6 の方で、気象のデータの
2:15:47	傾向を分析するじゃないです。
2:15:49	それを見たりした時に比較したりしたときに、
2:15:52	やっぱりちょっと玄海の気象は、
2:15:54	40 年前に比べると少し違ってきているみたいなのがあったので、
2:16:00	最新のものに、
2:16:02	変えた方がいいと。
2:16:04	ことになっているっていう。
2:16:08	九州電力市です。今なんかあまり
2:16:14	変わってるかって言うてあまり定量的なお話にはならないんですけども、検定の結果を見る限りは変わっておりましてあと風向とかそういったものを見ても変わってるかなというようなところは、
2:16:26	比較して横に並べたときには
2:16:29	見て取れるかなと考えて
2:16:30	以上で、
2:16:32	規制庁スズキです
2:16:34	先ほども言った 10 年、最近の受 2016 年を検定する時に使った 10 年って何年から何年
2:16:45	九州電力イシイです 2010 年から 2020 年の 1 月の 2016 年を除いた十年間。
2:16:53	規制庁鈴木です。
2:16:56	その間の敷地造成の影響とかっていうのは受けてない。
2:17:07	九州電力石井です。今のご質問趣旨としましては 2010 から 2020 の中でも、結構来傾向が変わってるんじゃないかとか、そういった欲しいでしょうか。それでその 80 年代からか。
2:17:18	最近はちょっと気象条件が変わってる。
2:17:21	じゃないかということを検定の結果から類推できるっていう話だったんですけど。
2:17:28	それがなぜ変わったのかちょっとよくわかんなくて、
2:17:34	一方で、
2:17:35	観測所がある。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:37	は、発電所の中にある観測上、
2:17:40	そこは変わってないはず
2:17:41	で、だけど、
2:17:44	その観測上出られるデータっていうのは、当然その周りの、
2:17:52	造成の影響とか当然、
2:17:55	受けるのかなあと。
2:17:57	いうふうに思って。
2:17:59	そういう、
2:18:01	ものも含めて、何か全体的にちょっとずつ変わって、
2:18:05	できてる。
2:18:07	のかそれとも、いや、単純に、さっき言った2010年から、
2:18:12	2020年の、
2:18:14	間で敷地造成とかってその辺の十年間少しずつずれている。
2:18:19	可能性があって、そこと比べて16年はそこを代表してるよね。
2:18:24	なのかちょっとその辺がちょっとよくわからない
2:18:29	九州電力石井です。その気象自体が変わってるのかそれともその継続データとして変わってるのかというご趣旨かと。
2:18:39	思うんですけどちょっと今、それを、
2:18:41	何か払ってるようなものはないので、
2:18:45	またその実態を確認してからのお示しになるかと考えており、
2:18:51	規制庁スズキです
2:18:54	先ほど言ったように、
2:18:56	九州地方がとか日本、
2:18:59	付近がとか地球全体がとか、
2:19:02	そういうことじゃなくって、
2:19:04	単純に原価発電所、
2:19:06	敷地造成みたいな影響が少し、
2:19:09	最近は現れてきているので、
2:19:12	当然、
2:19:13	その辺の代表となるものを使った方が、
2:19:16	いいですよっていうのはすごいわかりやすくて、
2:19:20	そういう、
2:19:22	ことであれば
2:19:24	3号が今回、
2:19:26	気象データを変えるっていうこと以外何もなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:31	設置変更してるんですけど、
2:19:33	もうその意味は非常にあるな。
2:19:37	そう、そうじゃなかったとすると、
2:19:40	81年のデータのままじゃ、
2:19:43	駄目なんですかっていうところが、やっぱりちょっと、
2:19:47	あって、
2:19:49	で先ほどの気象指針の話だと。
2:19:53	年変動みたいな話っていうのはさ、相対濃度の平均値に対して、各年の相対の分偏差っていうのが、
2:20:00	30%位以内ぐらいだったら5年変動。
2:20:03	ふうな解釈の仕方もあるっていう。
2:20:06	ので、それが、
2:20:07	81、
2:20:08	年代と、今、2000年以降ぐらいで、もうそのぐらい範囲に収まってるんだ ったら、あくまでも年変動が少しよう、
2:20:17	どっかコウふらふらしているうちのどこかを見ただけだっていうふうにも とれるし、
2:20:24	結局だから、何のために、
2:20:26	変えたのかっていうところは少し、
2:20:29	理解したいな。
2:20:31	そういう思いが
2:20:33	九州電力石井です3号の気象資料を変えた理由としましては、ちょっと そろえたかったみたいな先ほどの話にもちょっと近いところありますけど 平常時の、
2:20:44	結局評価っていうのは、その発電所全体の評価となりますので、
2:20:49	そちらの評価をするときに、気象資料書いてます。当然3号の気象も4 号の気象もそこで書いてますっていうふう
2:20:56	して、そうなると平常時は2016年、事故時に、1181年といったような形 になってしまいますので、それがあまり適切でないと考えて
2:21:07	事故時についても、2016年の気象使用したということに、
2:21:12	長くてちょっとスズキです。
2:21:14	その気象指針のところの今議論してたところは、想定事故時のみたいな 話になってるんですけど、
2:21:22	結局この、
2:21:23	気象データ、いつのものを使うのがいいのかって別に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:26	事故時だけの話じゃなくってやっぱり平常時もあって、
2:21:32	50mSvっていう、線量目標値、
2:21:38	それ以内で泳いでいる。
2:21:42	ていうところがあるので、
2:21:44	それが例えば、
2:21:45	ある年 40、
2:21:47	9.9mSv。
2:21:51	時に、
2:21:51	次の年は 51.0 でしたとか、
2:21:56	そういうの面倒くさいですね。
2:21:58	それ考えると、もともと、
2:22:01	平常時被ばく、
2:22:02	線量目標評価指針、
2:22:05	言ってる評価の内容っていうのは、
2:22:08	50 マイクロに対してはある程度、
2:22:10	余裕を見て、
2:22:12	40 ぐらいに抑えておこう。
2:22:16	少しぎりぎりやって 45 ぐらいに抑えておこう。
2:22:19	どのぐらい変動があるかわかんないからね。
2:22:21	そういうのを考えて、
2:22:25	可能な限り、
2:22:28	低くと、可能な限りといった合理的な範囲で低く、
2:22:32	モリ
2:22:33	1 コウというふうに、
2:22:35	思うわけなんですけど、そこが、
2:22:38	80 年、
2:22:40	ものの気象を使っていたことで厳しかったんだけど今新しいものを使ったら楽になりましたみたいな。
2:22:48	またさっきの崩壊熱と同じで、
2:22:50	逆転現象みたいなものがあると。
2:22:54	あえて変えたんじゃないか。
2:22:56	ていう。
2:22:57	2 年も生まれるので、まずそもそも変える理由が、
2:23:01	想定事故ん時だけじゃなかったとして、その結局気象としてこうやっぱりちょっと変わっているんで代表性をやっぱり見るには今のやつの方が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:10	いいんですっていうんだったら、なぜそこが変わっているのか。
2:23:16	地球観測的なもので変わった。
2:23:19	わけじゃなくてやっぱり敷地造成の影響があるんです。
2:23:23	っていうのはそれすごいわかりやすいな。
2:23:26	ちょっとその辺の理解をしておきたい。
2:23:30	九州電力石井です。おっしゃってることは理解できるんですけども、あまり気象データが何で変わったかっていうのはなかなか難しい話かなって考えておまして、だからこそ気象毎年観測してそのたびにその代表性を確認してっていう手順を踏んでますので、
2:23:47	まず
2:23:49	それによってその代表での担保はなされていると考えておまして、なぜ変わったのか。
2:23:56	ていうところろろろが、
2:23:58	なかなか結論が出るのかというのがちょっとあまり今イメージがついてない。
2:24:02	規制庁数です。そうすると、
2:24:05	その気象の分析をするよりかは、
2:24:09	データ同士あるんだから、
2:24:11	毎年毎年確認してます。
2:24:14	で、何か少し何か違うなっていう話が出てきたら、
2:24:18	そこはしっかり分析しますと。
2:24:21	そういう体制をとっている。
2:24:24	ことによって担保してますと。
2:24:26	そういう説明になるってことでたまたま今回は、
2:24:31	2016年のDたで持ってきました。
2:24:34	そういうことだけだ。
2:24:37	九州電力石津はい、おっしゃる通りです。
2:24:41	市長鈴木です。そうすると毎年毎年確認していますっていうのは、
2:24:48	何か、
2:24:51	九州電力中で決めてるものがある。
2:24:54	例えばそういうのを、
2:24:56	毎年確認する。
2:24:59	ことに。
2:25:00	しています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:05	九州電力市でちょっと今、何かその規定文書のようなものですかね、がちょっと思いついてるわけではないです。
2:25:17	規制庁杉です。状況は大分理解できて、
2:25:21	キタノで、
2:25:25	とりあえず、
2:25:30	そういう、
2:25:33	管理、
2:25:34	体制というか、
2:25:37	縮ルールを、
2:25:39	に基づいてやっていって、
2:25:41	今回、
2:25:43	ニイヅたまたま 2016 年、
2:25:47	九州電力として、
2:25:52	確認できている
2:25:56	申請のタイミングにおいて間に合う最新のものを持ってきたんだっていうような、そういう説明をちょっと、
2:26:04	今書いて、
2:26:09	はい、九州電力石井です。承知いたしました。
2:26:16	はい。規制庁、
2:26:19	そうすると、
2:26:31	ちょっと今、
2:26:35	91、94 のところから少しこう、
2:26:39	外れていきましたけれども、
2:26:44	94 にちょっと戻る、戻って確認をしたいんですが、
2:26:50	No.94 の 4 号炉の
2:26:54	SGTRの、
2:26:56	確認ですけどもまた、
2:27:00	申請書の本文に戻ってですね。
2:27:19	4 号のSGTRが 48 ページからありますけれども、
2:27:27	4 号の
2:27:36	記載は、
2:27:37	B-2 の、
2:27:42	核分裂生成物の放水及び線量の評価のところから、
2:27:46	始まっていて、先ほど最初に聞いて、
2:27:51	両括弧Bの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:53	イシイ、冷却材の流出のところを最初にサング側で聞いていましたけど、
2:27:58	ここの部分っていうのは、
2:28:02	主蒸気隔離弁の閉止時間とか、
2:28:05	主蒸気逃し弁の作動時間、
2:28:09	の変更、
2:28:10	よるところだと思うんですけども、それ以外にこれって崩壊熱。
2:28:17	の変更の影響も、
2:28:20	入ってるのかな。
2:28:21	主
2:28:22	ですけど、
2:28:23	まずそこを、
2:28:24	の説明をしていただきます。
2:28:27	はい。九州電力の織田です。蒸気発生器伝熱管破損、4号については、
2:28:33	まず今おっしゃられた通り主蒸気隔離弁の隔離時間と操作時間を変更になっておりまして、これが
2:28:41	評価結果で放出量。
2:28:44	自由系からの放出量に、大きく寄与しているものになりまして、
2:28:49	崩壊熱につきましても、
2:28:52	確かにASJ保険で若干緩和されているところはあって条件としては変わっておりまして、
2:28:59	他に使われているので
2:29:01	事象としては、
2:29:03	ちょっと緩和されるような効果はあるんですが、ただ周隔離弁の隔離操作等の時間の変更が大きく寄与しておりますので、
2:29:14	結果的には、
2:29:16	現行よりも大きな数字になっているというものでございます。以上です。
2:29:54	規制庁数です今のそのSGTRの、
2:29:59	補償の評価じゃなくて事故経過の解析の方のところ、
2:30:05	周隔離弁と周期逃し弁の話が出てきましたけど、
2:30:11	崩壊熱の説明って本文側でこれ、
2:30:15	書いてない。
2:30:17	ですけど、
2:30:22	そ、そこは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:30:24	書くほどのものではないということなのかちょっと、ちょっとよくわからないんですけど。
2:30:32	九州電力の織田です。
2:30:34	そうですね確かに表カー。
2:30:38	条件としては、確かに影響はするものではあるんですが、
2:30:46	その崩壊熱の違いによる既往。
2:30:49	割合、割合といいますか真木オオノ。
2:30:52	程度。
2:30:54	かなり大きいものではないので記載してない状況なのかなと認識しております。
2:31:00	規制庁鈴木です
2:31:02	流出量としては、
2:31:04	大きくないのかなっていうところちょっとあんまよくわかんないんですけど、聞いているのは聞いてない。
2:31:10	DNBRの評価もしてるんですよ。
2:31:14	DNBRの評価で崩壊熱。
2:31:17	の話って、登場してこないと。
2:31:20	SGTRとして、
2:31:23	周決定要因がなくなっちゃうような気がするんですけど。
2:31:28	そこは、
2:31:30	そっちより下へSGの、
2:31:33	冷却状態が変動する方がおっきいとかそういうことで、
2:32:27	九州電力のダイソーです今おっしゃられた通り崩壊熱IIの距離はその下クリー時間だったり周期が資料の飽きるようなプラント操作側の
2:32:39	影響というところもおっきいところですので、
2:32:44	記載してないのではないかと考えております。
2:32:56	規制庁鈴木です。
2:33:03	事象の経過の評価を、
2:33:06	解析コードが何でやってんのか私、ちょっと力、認識してないんですけど。
2:33:12	やっぱり、
2:33:15	解析をするにあたっては、
2:33:17	崩壊熱がないと。
2:33:21	主な条件として入力はつけれないような、
2:33:25	するんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:27	そこをやっぱり変えた方がいいんじゃ
2:33:31	と。
2:33:32	4号のところで、
2:33:34	SGTRの、
2:33:36	事故の形
2:33:37	ほかに。
2:33:39	野崎。
2:33:42	閉止時間と、
2:33:43	あとお時間
2:33:45	それが変わることによって、今回の
2:33:49	SGTRの評価が、流出量評価と、
2:33:53	放出量の評価をすところ書いてある流出量がこういうふうになる。
2:33:58	条件と、
2:34:00	そこは変わるんだってところが理解しやすいのかな。
2:34:06	書かない理由はないかな。
2:34:16	九州電力の尾田です。そうですアカイシ構造としてブルー
2:34:21	でプラントの解析をやってる事象にはなりまして、
2:34:26	おっしゃる通り貝瀬江藤甲斐についても、インプットにはなっているかとなっておりまして、
2:34:32	ちょっと記載していない理由とちょっと各室変えた方がいいかというところは検討させていただければと思います。
2:34:42	はい。その検討をお願い
2:34:44	その上で
2:34:46	先ほど来言ってる、
2:34:48	主蒸気隔離弁の閉止時間の話と、
2:34:52	周期逃し弁の作動時間のお話を聞いていきますけれども91に戻りますけど、
2:35:02	美浜2号の蒸気発生器伝熱管破損事象の
2:35:07	教訓反映だっというふうにして、
2:35:10	出るんですけど、
2:35:34	美浜、えっと、
2:35:36	今日の資料3の9ページですね。
2:35:41	すいません12月26日の審査会合資料1-2でも同じだと思いますけど、
2:35:50	美浜2号の教訓として挙げての主蒸気隔離弁。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:55	の話しか具体的に書いて、
2:35:58	どう、
2:36:00	塩器逃し弁の、
2:36:03	話は、これはそこに該当しないって別の件。
2:36:10	九州電力の織田です。
2:36:14	1月26日の審査会合資料1-2の9ページに記載してあるミヤマ2号、10月セキ伝熱管損傷事象の記憶反映で記載している。
2:36:25	ところですが主隔離弁の閉止までに要する時間等をというところでちょっと頭に含めてしまっているところであるんですが収穫弁の現場操作の時間、
2:36:35	を考慮して10分間、
2:36:38	操作時間を後ろにずらしておりますし、主蒸気逃がし弁についても、
2:36:43	それに伴いまして、
2:36:46	10分間後ろにずらしているものになっておりますのでちょっと主要隔離弁とセットで、
2:36:51	ずらしている問題もそうですちょっとという形で記載をさせていただいているところです。以上になり、
2:36:57	一応スズキ
2:36:58	りましたのでそこはちょっとはつきり、
2:37:01	たった二つの事等で、
2:37:03	省略しないで、
2:37:05	明確に書いといて、
2:37:07	とわかりやすいと思いますっていうのと、
2:37:10	あと今十分な余裕を考慮したところを、
2:37:14	現場操作でプラス10分したっていう話だったんですけど、その説明って、補足説明資料とかで何か、
2:37:22	説明されてるところあります。
2:37:26	九州電力の織田です。先ほどの主蒸気逃がし弁の件は、追記させていただきます。
2:37:33	10分の余裕については現状補足説明資料にちょっと説明、資料の、
2:37:39	載せていない。
2:37:42	状況になりますのでちょっと追加をさせていただこうかなと思います。
2:37:48	規制庁スズキイシタアノ。
2:37:49	改めて、
2:37:53	作る必要ないんですけど、まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:57	10本加えて、伸ばしてますっていう話は、
2:38:00	作って欲しいんですけど。
2:38:02	その
2:38:04	教訓として十分伸ばすことになった。
2:38:09	ことっていうのは、当然その教訓として何かこうまとめたものが、
2:38:13	あるんじゃないかなと。
2:38:15	けど、それーが、
2:38:17	何かオープンになってるものであれば、リンク張っといっていたらいいし、
2:38:22	はい。
2:38:23	可能であれば、
2:38:24	該当する。
2:38:26	ページを抜粋して、
2:38:28	その資料につけといてもらえると。
2:38:31	我々としても理解が深まるかなと。
2:38:35	よろしいですかね。
2:38:52	九州電力の織田です。過去の仙台。
2:38:57	12号の5号の申請。
2:39:00	オカノ。
2:39:01	過去に提出者計イトカワありますので資料とかがありますので、
2:39:07	ちょっとそちらの内容を、4号炉に置き換えたような、玄海4号炉、今回の
2:39:12	内容、
2:39:13	踏まえて記載をさせていただこうかなと思います。
2:39:17	規制庁都築ですまず、それは作っていただいて、
2:39:22	これ関連の話なので、
2:39:24	ノモトの教訓。
2:39:26	そのものの何かこう報告書みたいなのは、関連かなんか作った。
2:39:31	ものがあるかなと思ってそのリンクっていうのが欲しいなと。
2:39:35	公開されてるものがあれば欲しいなと思った。
2:39:38	ですけど、何かそういう、そういうものが、
2:39:41	今3、仙台のときにつくった資料で参照されたりしてる。
2:40:02	九州電力の織田です。'そのような資料もあったかと思えますんでちょっと確認させていただいて、またご連絡、
2:40:10	臨空

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:13	回答させていただければと思います。はい。規制庁数日アノ。
2:40:19	当然、
2:40:20	そういうのがあって、その上で、九州電力としての取り組みを、
2:40:24	したってということだと思うので、
2:40:28	その資料が認識できてるんであればイマイ、
2:40:33	センナ時に作った資料のところに、その補参照資料として報告書として、
2:40:37	参照資料を書いて、
2:40:40	それで、
2:40:41	急いで連絡していただく必要はないと。
2:40:46	九州電力の織田です。はい、了解しました。
2:40:53	規制庁鈴木です。す。
2:40:56	今日の事実確認リストで確認したいところは、
2:41:01	以上になります。規制庁。
2:41:04	だからほかによろしい。
2:41:06	じゃあ、あ、はい。
2:41:09	きちっとのオクです。先ほどの表に関する理論の中で1点だけちょっと、
2:41:19	1981年のその費用と比較をして検定の結果風向等見てことわかっているというふうにご理解をさ
2:41:28	16年データを対応されたというお話があったんですけども、
2:41:31	この説明として考え方について追記をいただくという話になったかと思
2:41:39	います。その中で、もし可能であればということなんですけども、
2:41:39	判断の基準というか根拠というか、秋吉にある意味30%強とは言わな
2:41:49	いまでもその目線になったのは何のデータがどどのぐらいかかったか
2:41:49	ら、その
2:41:49	2016年のデータを対応することにしたのかっていう辺りも可能であれば、追記いただける。
2:41:56	九州電力石井です。はい、承知しました。先ほどから何度か申し上げて
2:42:09	おりますけど異常年検定というものを実施しております、その中身を
2:42:09	説明するというご趣旨で理解いたしました。はい。
2:42:09	よろしく申し上げます。
2:42:13	はい。規制庁数ケースではここまでで今後の対応について確認をして
2:42:20	いきたいと思います。
2:42:20	ますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:22	すみません、九州電力福永です。先ほど真木小の話なんですけども、ここ、今回その変えた理由とか、
2:42:32	うちがどういうことをしてるかっていうのは 27 条の補足の
2:42:37	その最後のページ、通して言うと 700、
2:42:41	35 ページ。
2:42:43	方に、
2:42:44	一応今回位置を変えた理由とか、
2:42:49	いうのを記載させておまして、
2:42:53	何か先ほどその管理体制が、
2:42:56	ルールに基づいて実施してとかそういった話もここに、
2:43:00	どういうふうに記載させていただいております。
2:43:25	でそれで今回につきましては
2:43:33	あ、すみません九州電力の福沢です。それにつきまして今回
2:43:40	被爆丸のところでは
2:43:44	三つ目の丸のところではその被ばく評価を見直す設置許可シーン。
2:43:49	申請案件がありましたんで、かつその異常年検定で、至近の今許可で使って 1981 年の気象が、至近の、
2:44:00	気象状態と比較してその同等で、
2:44:03	同等であると確認、同等と判断できない場合にはその
2:44:08	更新不要としている場合であると新たな気象のある、その 2016 のやつを使っ
2:44:17	て使って被ばく評価を実施するってということとしてまして、
2:44:22	今回 2016 を使った、
2:44:28	気象、2016 の気象で評価を行っております。3 号炉の
2:44:35	変更した理由としましては発電所で一つのデータが望ましい。
2:44:40	添付、本文 9 号の評価の中でも、
2:44:44	その気象が気象値がバラバラの評価をやるってのはちょっと、
2:44:49	望ましくないのかなってということで、はい。今回 3 号炉の方も変えて、
2:44:50	評価を行っている
2:45:32	というような状況になります。
2:45:37	規制庁スズキです。改めてもう一度確認させていただきますけど、
2:45:39	一つ目のマル。
2:45:44	というの、
2:45:49	やはり気象指針のう。
2:45:53	解説のローマ数字自由のアラビアという 1 ポツの、
2:45:53	最初の段落のところの話を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:56	確認しますってこと言ってるんですよね。
2:46:04	九州電力の深川です。
2:46:07	はい。この事業の通りです。
2:46:09	規制庁スズキで、そこで、
2:46:11	今回は下の方で、
2:46:14	点線で囲ってありますけど、
2:46:16	30%以内だったので、
2:46:19	そこの更新は不要っていうまず結論が1回えられましたと。
2:46:24	だけれども、
2:46:26	先ほど来口頭で、
2:46:29	少し毎年確認してるんですっていうような話があったのが、
2:46:37	三つ目の丸で、
2:46:40	そこで異常年検定を、
2:46:45	定期的に行っていて、少し、
2:46:49	違う、ずれがあるんじゃないかっていうようなことが、
2:46:53	限定の結果として出てきたら、
2:46:57	そこは、
2:46:59	更新する機会があったら、
2:47:01	更新します。
2:47:03	ていうのが今回でした。
2:47:05	ていうこと。
2:47:06	やっぱり気象指針、
2:47:08	もう最初の、
2:47:10	ところでは不要になるっていう、
2:47:13	結論になってくると。
2:47:18	ただ社内ルール的な観点で、
2:47:21	その、
2:47:23	差が出てるのか出てないのかってよくわからないので、
2:47:26	気象の分、データの分析そのものをして、何で数学的に、
2:47:31	少しずれがあるんじゃないかっていう、
2:47:34	証明が出てきたら、
2:47:36	変えてしまおうと。
2:47:39	いうふうに理解した。
2:47:41	ですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:42	それよろしいですか。九州電力の福永ですご認識の通り、小岩。はい。非常にこちらの考え方。
2:47:52	数字的に出てきたっていうのが、異常年検定。
2:47:57	という。
2:47:58	ことになっております。
2:48:00	以上です。
2:48:07	規制庁スズキです。私は、
2:48:09	これでとりあえずは、
2:48:12	やっていることを考えていることは、
2:48:15	一通り書いてあるかなと。
2:48:18	えっと説明資料作ってくださいっていうところはなくてもいい
2:48:24	よし、
2:48:27	自分の方を集めて、
2:48:29	とりあえず、
2:48:37	その部分はホワイトボードから消していただいて結構です。
2:48:41	で、
2:48:49	板井は1回
2:48:53	理解
2:50:22	しました。はい、ありがとうございます。異常年検定を毎年されていてその中で何をもってコウ医療と判断されたのかって辺りについては確かに今、提出された資料では記載がないように見受けられますので、
2:50:34	そこについて主、説明を充実していただけるとありがたいと。
2:50:40	九州電力福沢です承知いたしました。
2:50:56	規制庁スズキスでは今の異常年検定の話を除いては、
2:51:01	先ほどの補足説明資料、
2:51:05	12月26日、
2:51:08	1の資料1-4-1の、
2:51:11	735ページで、確認
2:51:14	しました。
2:51:16	そこについては今後の対応のところ、決してホワイトボードから消しても、
2:51:21	それを踏まえて、それ以外のところの今後の対応のところを、
2:51:27	確認したいと思いますので準備ができれば説明
2:51:30	しますそれで九州電力スギタイセちょっと補足というか、94番のSDオオノアノ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:51:35	5ヶ月の件ですけれども、基本的に各事象、
2:51:40	過渡事項につきましては安全評価指針に基づいて実施してますので、 いろいろな解析条件がある中で、評価指針の付録に書かれているこ ういうことを考慮することっていうのをベースに基本的に記載してる。
2:51:55	のが、
2:51:56	現状ですので、
2:51:58	ちょっと、
2:51:59	それまず、
2:52:01	ご回答させていただければと思いますけども、
2:53:11	記者定数です。今言われ、
2:53:14	他のは案9。
2:53:17	原子力安全委員会の指針類の安全評価指針の、
2:53:23	付録1の中の、
2:53:26	3ポツ3ポツ3のところを言われた。
2:53:35	九州電力杉田でございます。その通りでございます。
2:54:06	規制庁鈴木です。
2:54:11	先ほど、
2:54:13	口頭で説明があっ。
2:54:15	たところの理解では、
2:54:25	3ポツ3ポツ3の両括弧4。
2:54:29	の、
2:54:31	直接的じゃないですけど、冷却、一次冷却の流出量を、
2:54:36	被評価するところにおいては、
2:54:41	崩壊熱はそれほどこいてなくて、
2:54:45	初期顕熱に基づいて主蒸気。
2:54:49	隔離弁の閉鎖時間とか、主蒸気逃し弁の作動時間等で、大体、
2:54:56	その流出量っていうのは、
2:54:58	決まるんだ。
2:54:59	というような話があって、
2:55:01	あそこはああそうなのかなっていう。
2:55:05	いうんであればそう理解するんですけど、
2:55:09	両括弧中の、新たに燃料破損が生じないことを確認した上でのところ で、DNBRの話が、
2:55:17	出てきて、そこでは崩壊熱の話が、
2:55:21	主になる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:23	そうでもない
2:55:26	先ほどの初期顕熱の変動による、
2:55:31	何かしらの影響、
2:55:34	例えばそれが、
2:55:38	は乗る。
2:55:40	の投入だとか、そういったものの方が主になるっていう
2:55:44	そういうことを、
2:55:47	であれば、反応度の話っていうのが、
2:55:51	ここで議論になってくるし、
2:55:54	崩壊熱Ⅱの話がここであるんだったらその話が、
2:55:58	議論になってくるかなというふうに思うんですけど。
2:56:04	その上で、
2:56:06	崩壊熱。
2:56:08	はここはなくてもいいんじゃないかってことを言われ、
2:56:12	言われました。
2:56:13	すいません九州電力杉田です。
2:56:16	基本的に
2:56:17	解析条件はいろいろある中で、現状は安全評価指針のこの付録1、
2:56:23	2、こういうことを考慮することっていうものをベースにちょっと記載しているのが現状。
2:56:28	ですので、
2:56:30	ていうのをまずちょっとお伝えした形で、
2:56:32	だけですはいそうですねさっきの、
2:56:34	基本的にこういう、このベースでやってますっていう話です。以上です。はい、岸です。規制庁スズエあそこを理解していて、
2:56:41	だからこそDNBRのところで、
2:56:44	崩壊熱影響するんだ。
2:56:46	主要因であればやっぱり何か、
2:56:49	説明があった方がわかりやすいよねっていう話をしたということ。
2:56:55	九州電力の織田です。ちょっと今の件補足させていただいていいですか申請書の添付書類10のほうに、表カー結果のグラフを載せておまして、前処理中の(4)の3-93。
2:57:17	こちらの下の方の図見ていただくと、事象が、
2:57:22	発生し、285秒スギタあたりからまた建設することが下がるような高トリップ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:29	してる。
2:57:30	28 呉が 16 秒か 7 秒ぐらいから、
2:57:34	その際に、最初DNBRが最小値をとっておりますので、もうトリップ直後に最初DNBRの数字を取るような、
2:57:44	最小値をとるような結果になっておりますので、何もトリップ直後ですね、崩壊熱自体が大きく、
2:57:52	トリップ直後に、
2:57:54	DNBRが出るようなものは
2:57:56	崩壊熱が大きく影響するような、
2:57:59	ものではないかなと、そういうことはいえるのかなと考えており、
2:58:03	以上です。
2:58:07	規制庁鈴木です。
2:58:11	ちゃんと 4、
2:58:12	この事故経過を読んでないので、
2:58:16	わかんないんですけど。
2:58:18	その上でこの図だけ見てね。
2:58:21	もっとこれ 280、
2:58:25	5 秒以降ぐらいまで、
2:58:36	これは出力が出続けていて、
2:58:40	そこで手動で、
2:58:42	何かやっている。
2:58:46	何がトリガーで、
2:58:48	炉心流量トリップ。
2:58:50	と原子炉トリップが入ってる。
2:58:53	わかんなくて、
2:58:56	仮に手動で何かとりこさせたってことであれば、
2:59:00	まさにその、
2:59:02	炉心、
2:59:04	冷却材再循環ポンプトリップと、
2:59:08	原子炉トリップのスピードのほか結構DNBRが決まるだけなんで。
2:59:14	言ってまさに崩壊熱って決まってる。
2:59:17	けど、
2:59:19	そもそもこの最初DNBRがずっとプラトーンのところから 185 秒過ぎるところまでが、
2:59:25	1 点。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:28	電球ぐらい。
2:59:30	かな。
2:59:31	そうするとこれ所々きっちりか下がってて、
2:59:35	初期値よりさ、2.19 だったでしょ。
2:59:39	このぐらいしたような気がするんですけど。
2:59:41	そっからぽんと落ちるのは多分、
2:59:45	SGとか、
2:59:46	原子炉側の件です。
2:59:48	或いはね、燃料の顕熱。
2:59:51	に対して、そのSGの、
2:59:54	熱除去の、
2:59:56	状態がトーンと変わるので、
2:59:59	それによってポーンと下がった。
3:00:01	のかなっていうふうに、
3:00:03	思われるんですけど。
3:00:08	そういう話。
3:00:10	じゃないんでしたっけ。最後、最後までずっとコンプラとは、
3:00:13	主蒸気逃し弁でずっと交付、吹き続けて、
3:00:17	いて補助給水で、
3:00:19	岩瀬SEの推移してて、そこがずっとプラトーンなってるだけ。
3:00:28	私の、
3:00:29	認識が違うんであればちょっとそういうのも含めて、ちょっとさっき
3:00:34	ほかに。
3:00:35	主要な要因なのかどうかってところをちょっと、
3:00:39	説明を改め
3:00:41	てなくて、
3:00:42	よろしいですかね。
3:00:44	九州電力の織田です。はい。タイプとして手動ではなくて、
3:00:50	パッカー過大温度 $\Delta T_t$ ですね、こうで、努力しておりますのでそこら辺も含め、また整理させていただいて回答させていただこうと思います
3:01:03	規制庁図です。よろしければ、
3:01:07	九州電力織田ですみませんちょっとまた何かあって申し訳ないですけど No.91 位で最後に、
3:01:16	ご説明した十分な余裕のところちょっと本店減少活動本部カーから補足がすいませんありますんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:23	お願いします。
3:01:26	現職発電本部、ウエハラでして、
3:01:28	アメリ 91 に关しまして、
3:01:32	2023 年の 12 月 26 日の審査会合の資料 1-2 の変更内容の資料。
3:01:37	の方で、本、
3:01:40	表に、
3:01:41	両方で、
3:01:43	うん。
3:01:44	表 3 の一井の方で、
3:01:47	オハマ 2 号機の
3:01:49	SATTR 辞書の教訓反映ということで、そのの、
3:01:54	反映してる内容についてちょっとご説明があったかと思うんですけども、こちらの方で記載させていただいております。変更内容を資料に記載させていただいております。
3:02:05	主蒸気隔離弁の閉止までに要する時間等の中には、先ほど織田の方、正田の方から説明したプロセス解析で見込んでる余裕だけではなくて、
3:02:15	ここ、
3:02:16	線量評価にあたって放出量を、保守的に、
3:02:21	見込んでる 1. 二倍とかしているところがありますので、
3:02:24	そちらについてはこの変更内容の方で、資料説明すると長くなってしまいますので、変更内容の資料の修正としてはこのまま入れさせていただいて、
3:02:35	仙台、
3:02:36	5 号の時に作成した補足、今後予定してさせていただく補足説明資料の中で、説明させて、
3:02:45	内容確認できますので、
3:02:49	補足説明資料の方で、こちらについてはご説明させていただきます。
3:02:53	以上です。成長するケース、イマイ、その 1.2 が何なのかよくわかんないですけど。
3:02:59	見て二倍が何かなんていうか、よくわからないですけど、教訓として 1.2 倍にすべしみたいな。
3:03:06	ことが入ってる。
3:03:07	ここで、
3:03:09	12 月 26 日審査会合資料 1-2 の 9 ページの、
3:03:16	美浜 2 号機、SG伝熱管。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:20	損傷事象の教訓反映という教訓として何を反映するかっていうところにその 1.2 倍っていうのが入って、
3:03:31	はい。美浜 2 号炉におけるこのす伝熱管損傷事象をかながみて、ブロック会つきの方で、縮めに関して時間の余裕を十分設けたり、
3:03:43	法律放射エネルギーについても、従来より保守的にするという方法、方向で、プロセスの解析結果、
3:03:50	から、12%、余裕を見込んだ数字を持ち、
3:03:55	いるといった変更をしております。
3:03:59	規制庁スズキでちょっと、
3:04:01	そうすると、先ほどの川内の説明資料の中にそれを全部書かれているってことですね。
3:04:10	イシイウエハラです。はい、ご認識の通りです。
3:04:13	規制庁鈴木ですとりあえずは仙台の資料をベースに、
3:04:19	玄海 4 号用につくり直してもらったものを一度提出してもらって、
3:04:25	そこで
3:04:27	この 12 月 26 日審査会合資料 1-2。
3:04:31	のところで、
3:04:32	もう少し書き足すか足さないかっていうところは、改めて判断したいと思いますので、まずは一旦、資料提出をお願いします。
3:04:45	ecbeing 傾斜勝本部ハラですはい、承知いたしました。
3:04:48	九州電力杉田です。ちょっと補足ですけども、ミヤマ 5 の教訓の反映というのはコミヤで起こった事象を踏まえて、
3:04:57	例えば中隔離弁が、中央では完全にシマに切れなかったのが現場で締め操作とか、その辺を踏まえて、安全解析にどう反映していくかっていうのを、条件設定、
3:05:10	を変えたという主旨が現状で、おそらく先ほど、
3:05:14	ハッタアノ多分ヤマジコウの報告書みたいのがあると思うので、その辺を踏まえてまた
3:05:21	補足説明資料で提出させていただいてそれをご覧いただければ、多分ご理解いただけるのかなと思ってますので、よろしくをお願いします。以上です。
3:05:30	はい。規制庁宗です。それを一旦読ましていただきたいと。
3:05:35	よろしければ、
3:05:37	ここまでの今後の対応。
3:05:40	ホワイトボードまとめられたところで九州電力の方から、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:44	説明をお願いしたいと。
3:05:46	明日、
3:07:22	九州電力石井です。まずNo.89 ですけども、
3:07:31	はい。3 号炉フジキ、結果の説明についても説明資料 23 条がナツメを記載している 27 条のリンクづけをすることということで、現状 12 月 26 日資料の 1-4-1 のP146 にぽサンポユフ
3:07:46	さんに通知することを検討いたします。
3:07:48	また補足説明資料の運転について詳細な目次をつけることということでこちらも拝承いたします。
3:07:54	また、0 歳ニイツ七条であれば別紙は付与別添は必要ということで、通し番号はまずはいらないということでもよろしいですかね。
3:08:04	各条文の資料の目次が条文ごとについてますのでそれを頭にもう集めるという形で作成しようかと考えております。
3:08:13	と、続きまして 93 番補足説明資料 27 条の風洞実験の場所に事故時被ばくの風洞実験等変更となり、評価結果エンドウに影響する御説明することで、その通り。
3:08:25	追記しようとは考えておりますけどちょっと何か資料のでき上がりのイメージっていうのもちょっと確認させていただきたくて、
3:08:33	よろしいでしょうか。
3:08:39	まずは
3:08:42	地表の煙軸の濃度分布、
3:08:45	の結果ですね風洞実験の、
3:08:47	あれ各方位一通り、
3:08:50	グラフを載せていただいて、
3:08:52	その上で、
3:08:53	どの方位、
3:08:56	に影響が出てるか。
3:08:58	ていうところを、
3:08:59	号炉ごとに、
3:09:01	説明をしていただいて、
3:09:05	最終的に 3 号は、
3:09:08	最大、
3:09:09	ノートになるような、
3:09:12	着目方位が最大濃度っていう

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:14	とかイワイTBq評価した時に最大値になるような、大井のところには影響が出てない。
3:09:20	4号の方は出ている
3:09:22	それが、
3:09:24	それぞれの
3:09:26	風向、大井、
3:09:27	に対して、
3:09:29	その敷地造成の影響とか、どこの部分がどういうふうに、
3:09:33	ところを、
3:09:34	考察していただく。
3:09:38	はい。九州電力石井です。ご説明ありがとうございます。
3:09:41	ただ敷地造成の影響っていうのが、なかなかちょっと定量的な言い方ってのは難しいかなって考えておりましたとえばこっちの方には、あんま変わってないから、タカスカありませんでしたねとかこっちは何かこういう造成がありましたよなんかそんな話を、
3:09:54	文章でカクウぐらいしかちょっと現状思いついてないんですけど何かそういうイメージで問題ないんですけどそれでそんなイメージです。
3:10:03	ちょっと他の事業者は、ある、ある時ちょっと作ってもらったのは、
3:10:07	ある方位のアノ断面図。
3:10:10	が、
3:10:12	変更前と変更後で、
3:10:14	断面図、
3:10:15	敷地の断面図が変わってて、
3:10:18	こっちはこの辺の影響が出てるみたいな、そういうアノす。
3:10:23	説明資料を作ってもらったこともあるんですけど、
3:10:26	そこまでちょっと作らなくてもとりあえずは、
3:10:29	どの辺の山削ったとかこもったとか、
3:10:34	或いは建物は新しくできて、
3:10:37	何かそういう、何か単位ごとぐらいで、
3:10:40	とりあえず書いて、その方についてそういうの、
3:10:43	こと、違いが生じていますみたいなことを、
3:10:47	書いて、
3:10:49	はい。九州電力石井です。ちょっと実態として何が効いたのかというのを確認して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:10:56	その内容をまとめるということで、はい。資料作らせていただきたいと思 います。
3:11:05	続いて 91 番は、こちらの内容取り下げということで、ただ、非常に、
3:11:21	以上年金で内容については取り下げではなくて、
3:11:25	補足説明資料に、どういった検討してるかというのを追加いたします。
3:11:30	1 社については、取り下げということで、はい。
3:11:36	九州電力のオダです等右上に書いてある部分ですね、94 番、4 号炉の SGTRの解析条件のところ崩壊熱を今記載しておりませんのでちょっ とDNBRへの影響とかそこら辺も含めて、
3:11:51	整理させていただいてご説明させていただこうと思います。
3:11:55	あと 91 番関連ですが、富山 2 号のSGTR教訓反映ということで十分な 要員について、
3:12:03	補足説明資料の方に説明を追加させていまず追加させていただこう と思います。変更内容の資料については、まず、現状の記載のままで、 補足側で、
3:12:15	説明させていただく。
3:12:17	ということで以上になります。
3:12:26	ちょっとスズキセットホワイトボードの一番下のところNo.91 になってんです けど、
3:12:31	90 としてまとめてもらうもんなかなと。
3:12:37	91 は右側の真ん中のところで、
3:12:40	書いてある。
3:12:54	成長するその上で、一番下、90 の左側の方は取り消しで、
3:13:00	右側に異常年検定の話だけど、
3:13:05	いうことで理解し
3:13:08	規制庁側から、
3:13:11	こういうところとか、よろしいですか。はい。
3:13:13	じゃあ、えっと、
3:13:15	とりあえず、
3:13:15	記録して、
3:13:17	この後の
3:13:19	スケジュール等に、
3:13:21	移りたいと。
3:13:27	九州電力のです 90 番アノ 3 号炉の記載の適正化の件だけなので、
3:13:34	10 番では、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:41	91 でいいのではないかなと。
3:13:44	と思うんですがいかがでしょうか。
3:13:54	失礼しました 3 号炉のお話、あれですね、変ですね。
3:13:58	ということで厳しいところ、
3:14:00	了解しましたすいません。
3:14:55	規制庁鈴木です。では続けます。
3:14:59	規制庁側から本日用意した事実確認リストに基づく確認は以上になりました、
3:15:06	九州電力の方の確認も終わったかと思えますけど、これ以外で、
3:15:13	何かしらか、
3:15:15	スケジュールを除いて、
3:15:17	確認しておきたいこと、或いは、説明しておきたいことっていうのは吸収線量
3:15:28	九州電力の織田です九州電力から、特にございません。
3:15:33	検証規制庁スズキです。原子力発電本部の方もよろしいですか。
3:15:40	研修活動本部江原です。はい。
3:15:42	世界無線、以上です。
3:15:44	でしょう規制庁するベースでは今後のスケジュールに進みたいと思います。
3:15:51	まず、今日やった放射線費、
3:15:54	被ばく関連の
3:15:57	内容は、
3:16:01	11 月の審査会合の後、1 回目になりますので、
3:16:08	次の審査会合を、
3:16:11	いつやるかって言う以前に、もう少し、
3:16:15	続けてもう 1 回ヒアリングをやって、
3:16:18	今日は 13 号、設置許可基準規則の 13 条 2 号を中心に、
3:16:24	やってみましたけど、他の条文、言ってみれば平常時被ばくとか、その辺のところもう少し、
3:16:30	技術的な内容確認を進めたいなというふうに
3:16:34	言って、
3:16:36	何かどこかでまとまったら、審査会合っていうかは、
3:16:42	確認し、した内容で一旦、
3:16:45	2 回ヒアリングクリアしたところで、
3:16:48	審査会合をかけて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:50	何ものんでなければ、確認した内容だけ資料反映しましたってこと。
3:16:56	説明をしていただいて、
3:16:58	1回クリアということに
3:17:01	できれば、
3:17:03	それを考えると、
3:17:06	今日の
3:17:08	内容を、
3:17:09	の回答を待たなくても、
3:17:12	ある程度進められたら、
3:17:14	やってしまうやり方もあるし、
3:17:17	今日の内容を、
3:17:18	一旦まとめていただいて、
3:17:20	その内容を含めて、もう少し進めるっていうやり方もあるし、
3:17:26	その辺を、
3:17:29	どうしようかなっていうところですけど。
3:17:31	私の、
3:17:33	処理能力からすると、
3:17:36	後者にしたいなと思う。
3:17:38	で、なぜかっていうと、2月の中旬もしくは下旬に、
3:17:44	目指している非常時炉心冷却の話とか、或いは江藤炉心熱水機関連の
3:17:51	話とかっていうのを、まずとにかく新サカイを得る。
3:17:56	持っていきたいので、
3:17:58	そっちの方。
3:17:59	先にこなしたいなと思っているので、今日の
3:18:03	ヒアリングの内容については、一旦資料提出していただいてから、改めてまた、
3:18:10	ヒアリングをして、そこで、そのあと、
3:18:15	審査会合を、
3:18:17	いつやるかって考え
3:18:19	思いますけど
3:18:20	カガワ、
3:18:24	九州電力何か意見あり。
3:18:34	九州電力の福沢です。はい、承知いたしました。ご提案いただいた内容で、はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:42	ですね。
3:18:43	いきたいと思っけてます。以上です。はい。規制庁鈴木です。ではその方向でまずちょっと考えたいと思いますんで、その上で今日の
3:18:55	今後の進める内容として、確認した内容の資料を、
3:19:02	いつごろまでに、
3:19:04	用意できるか
3:19:09	今進め方からすると、
3:19:14	言い方悪いですけど、そんなに急がなくても、
3:19:17	いいかなっていう、
3:19:22	ただ
3:19:23	九州電力としては、
3:19:25	出せるものは早速出された方が、
3:19:29	いいかなという。
3:19:30	いつ頃、
3:19:32	出せそうかなっていうところ
3:19:34	けど、
3:19:38	なその話も含めてまだ、
3:19:41	1月9日にあった非常時炉心冷却除熱関係の、次の資料提出時期の連絡をまだいただいてないところで、
3:19:52	で、
3:19:54	あと
3:19:55	防護共通関係のところ
3:19:57	今後のスケジュール的なところはいただいてないと。
3:20:01	そこも全部含めて、
3:20:05	ご回答いただけるのであれば、それでも結構ですただちょっとその、
3:20:11	1月9日と12日の、
3:20:14	案件の今後の進め方、そしていつごろ資料提出出るかっていうのはそろそろ、
3:20:20	ご回答いただきたいなっていうふう
3:20:22	で、
3:20:24	ちょっとそこら辺、その辺を含めて、
3:20:28	今日の紙、
3:20:30	今後の資料提出の
3:20:32	話を、
3:20:33	考えていただけるかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:20:36	と思いますけど、それでよろしいです。
3:20:42	九州電力中園でございます。
3:20:44	今おっしゃっていただいた通りですね、まだ当社から
3:20:50	前かの各分野で事実確認いただいた内容で、
3:20:55	資料を修正して出していないものが複数あると認識しております。また、本日の分も踏まえてですね、それぞれの分野で、いつごろ資料でお出しできるかっていうのを、また持ち帰り検討しましてですね、当初、東京支社を通じてまた回答したいと思います。以上でございます。
3:21:14	小規制庁スズキです。そこについては、ご連絡をお待ちしています。それから、
3:21:21	12日に提出していただいた。
3:21:24	炉心、熱水力関連の資料。
3:21:27	これについては、
3:21:31	明日からちょっと読み始めますので、
3:21:42	1月中にはヒアリングができるように、
3:21:49	来週、またちょっとヒアリングの調整の連絡をこちら側から、
3:21:53	したいと思いますのでよろしくお願ひし、
3:21:59	経営戦略のタケツグでございます。ありがとうございます。
3:22:03	1月中にはというのは、
3:22:05	1月30日の会合を見据えてということではなくて、2月を見据えるということではなかったでしょうか。はい。規制庁鈴木です。まず候補としては、
3:22:17	2月の15日の審査会合に載せるべく1月中に、
3:22:24	次のヒアリングを、
3:22:26	できれば載せられるかなっていうちょっと考えがございました。
3:22:34	当面はそういう目標で行こうと思って、
3:22:37	そうしました。ありがとうございます。
3:22:42	規制庁側から、今後の進め方で、
3:22:47	ほかに何かありますか。よろしいですか。
3:22:50	九州電力から他に聞いておきたいことあり。
3:22:52	九州電力のタケツグでございます。ご質問ではないんですけども
3:22:57	今こちらの方で準備しております各設計の案件の日、ヒアリング資料ですね、につきましては、
3:23:05	早くて、明日、もしくは来週の早々に出したいと考えておりますのでその連絡になります。
3:23:14	規制庁鈴木です了解しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:23:24	原子力発電本部、
3:23:26	上保、スケジュールの観点でほかに何か確認しておきたいことがあります。
3:23:33	原子力発電本部、確認したいことございません。以上です。
3:23:38	はい規制庁スズキです。
3:23:40	では、本日のヒアリングこれで終了します。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。